

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都 市 計 画 課 長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上 下 水 道 課 長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生 涯 学 習 課 長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、今定例会以降、議会出席者のマスク着用を自己判断としております。御理解を賜りますようお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 小宅宏君、6番 鈴木準二君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴 理君） 11番 藤埴でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまから私の一般質問を始めさせていただきます。

垂井町第6次総合計画後期5年計画の中で、特に気になる点について数点お尋ねをさせていただきます。

先日、厚生労働省が発表した新聞報道によると、2022年に1人の女性が生涯で出産する子供の数を示す合計特殊出生率が昨年よりも減って、過去最低となる1.26となりました。また、昨年生まれた子供の数も過去最少となる77万人余となります。

これらの最新データからも、この後期計画に示されている第4章の人口フレームにある将来展望人口には、いささか疑問に感じる推計値が記載されております。特に、図表2と図表3の年齢3区分別人口割合の推移の差が少し気にかかります。全国的な統計とされる国立社会保障・人口問題研究所による推計と垂井町人口ビジョン根拠値による推計とは、かなり隔たりがあると感じてしまうのは私だけではないと思います。垂井町人口ビジョンの数値がたとえ目標値であったとしても、図表2と図表3の数値と大きくかけ離れてしまうこと、つまりは差を縮小するためには、それなりの根拠、理由が必要となるのは言うまでもありません。

例えて、2020年から10年後、20年後となる2030年、2040年の2か所を取り上げて比較してみることになります。

65歳以上の人口では、図表2と図表3に大きな差異はございません。15歳から64歳の人口では、2030年の図表2と3の差がおおよそ500人、2040年ではその差がおおよそ1,000人となっております。

ます。さらに、ゼロ歳から14歳では、2030年の図表2と3の差がおよそ350人、2040年ではその差が800人となっております。単純に、町内小学生1学年当たりで50人以上の差が生じることになります。

この総合計画のページ16下段に、2030年までに合計特殊出生率を1.8まで上昇させ、若者の転出を抑制すると記載されております。前提条件がある以上、今後どのような施策を講じていくのが大変重要な鍵となってくると思われます。

さて、2023年4月の最新統計によると、ゼロ歳から14歳は3,011人となっております。2020年の数値との比較で、2021年、22年の2年間で262人減少していることとなります。この状態のまま、ゼロ歳から14歳人口が推移すると、2030年には1,000人以上減少する結果となってまいります。図表2の統計値を上回るペースで人口減少、少子化が進んでいることとなります。ますます、人口減少、少子化に対する具体的な施策を講じていかなければ、垂井町の人口ビジョンの数値を達成することがおおよそ困難となることが予想できます。

ここまでデータに基づく分析ばかりを示してきましたが、第2節、重点戦略についてお尋ねいたします。

1の前期5年計画の現状では、ここに記載されている内容のとおりでございます。2の人口減少の抑制と適応では、若年層が安心して結婚し、家庭が築ける環境を整備すると書かれております。どのような施策を講じて記載されている数値を達成することができるのでしょうか。

また、3.重点戦略の中には3つ書かれております。若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりとありますが、具体的な垂井町独自の取組はどのようなものなのでしょうか。また、他市町との地域間競争をすることで、若者に選ばれるまちとなれるのでしょうか。さらに、DXの推進による便利で快適なまちづくりについても、国が進める事業の一環としてDXを推進しているもので、垂井町の独自性が発揮できるDXとは、一体どのようなものなのでしょうか。また、次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりとは、そもそもどのような施策なのでしょうか。持続可能でなければ、垂井町は消滅してしまうのでしょうか。

最近のメディア等の見解では、少子化の大きな要因に未婚者の増加を上げております。国の異次元の子育て支援をはじめとして、子育て世帯への支援策ばかりが目立ってきております。本来であれば、未婚者への結婚誘導施策を考えなければならない時期に来ているのかもしれませんが。例えば、結婚祝い金など地方自治体独自で取り組まなければならない施策を打ち出すことも一つの方法ではないかと感じております。

揚げ足を取るばかりを述べてきましたが、将来展望を見据えた戦略でなければ、実現可能な垂井町総合計画とはならないと思います。どうか具体的な施策を掲げて、2027年までにどこまでの成果を上げられるのかを明確にしてほしいと願います。

以下の質問を町長にお尋ねいたします。

1. 人口減少の抑制のために、今後どのような施策を展開するのか。2. 若い世代に選ばれるためにどのようなまちを目指すのか。3. 垂井町独自のDXはあるのか。4. 未婚者を減少

させるための次の一手はあるのか。5. 垂井町人口ビジョンを実現させるための施策とは何か。

以上5点について、2027年までに成果を上げるための具体策を分かりやすくお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の垂井町第6次総合計画後期5年計画について、5点の御質問に対しまして回答をお答えさせていただきたいと思っております。

平成30年3月に策定いたしました垂井町第6次総合計画でございますが、垂井町にとっての最大の課題を人口減少への対応と位置づけまして、これまでは前期5年計画に基づき、各施策に取り組んでまいりました。

一方、令和2年国勢調査の結果でございますけれども、垂井町の人口が2万6,402人と相なり、総合計画の将来展望人口における国立社会保障・人口問題研究所推計根拠による推計値2万6,685人を下回る結果と相なりました。この数値を見る限りでは、垂井町における人口減少に歯止めがかかっていない状況がございます。

このような状況の中で、令和5年3月に策定いたしました後期5年計画では、これまでの人口減少の戦略を整理しつつ、今後も人口減少が見込まれる状況下において、令和9年度の目標人口2万6,000人からの減少幅を少しでも抑制するため、特に力を入れる必要のある若い世代に選ばれるまちづくり、DXの推進による便利で快適なまちづくり、3つ目に次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりの3つの重点戦略を新たに位置づけいたしまして、まちづくりのテーマに対して横断的な施策を推進する中で、少しでも人口減少の抑制と適応を推し進めていくこととしております。

議員からは、人口の分析から人口減少に対します具体的な施策を講じることが大変重要な鍵になるとの御指摘をいただいております、私どももその思い、考えは共通するところでございまして、この人口減少問題にしっかりと向き合い、取り組んでいかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

そこで、御質問の1点目、人口減少の抑制のために今後どのように施策を展開するかについてお答えしたいと思っておりますが、既に御案内のとおり、人口減少の要因は明確にこれ1つということではなく、様々な原因や社会的な背景の影響により、複合的な結果と相なるところがございます。それがために、何か一つの施策によって人口減少が解消されるというものでもなく、垂井町が持つ様々な課題に対して、総合計画に沿った取組を進めていくことが重要と、そのように考えております。

人口減少の進行を抑制するためには、人口の自然減対策とともに社会減対策を推進する必要もがございます。自然減対策といたしましては、若者が安心して結婚し、家族を築ける環境を整備することによりまして、出生数の増加を図っていくことが必要でございます。

一方、社会減対策といたしましては、魅力的で安全・安心な地域づくりを進め、利便性の向

上を図り、産業の振興と雇用を創出し、交流人口をさらに拡大させ、移住定住を促進し、魅力ある福祉環境と教育環境を整えることで転出の抑制と転入の促進を図ることが必要になります。そのようなために、総合的に複合的な施策の展開が重要であると、そのように考えております。何とぞよろしく願いいたします。

次に、2点目の御質問でございますが、若い世代に選ばれるためにどのようなまちを目指すのかについてお答えをさせていただきます。

若い世代や子育て世代にとりまして、そのまちで生活し、子を持つに当たりましては、子育て環境の充実のみでなく、職業選択の自由や魅力的な仕事があること、加えて安定した収入、日常の生活の利便性や自己実現が可能な環境が整っているか否かなども重要な要素と相なっておりまいます。特に若い世代に垂井町を選んでいただくためには、若い世代にとって魅力的なまちとなりますよう、子育てファーストタウンの推進、少子化対策、子育て支援の充実、商工業の活性化や都市基盤の整備などの施策を進めることで、このまちに住みたい、あるいは住んでよかったと思える幸福度の高いまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問でございますが、垂井町独自のDXはあるのかについてお答えしたいと思います。

本年度、デジタルの力を活用しつつ、社会課題解決やまちの魅力向上の取組を加速化・深化するために、垂井町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を進めてまいります。

具体的なDX施策につきましては、今年度立ち上げました行財政改革推進検討委員会の中で検討を進めていく予定といたしております。住民の利便性に視点を置く町民目線のDXと、一方、職員の事務効率化を目指した行政のDXの検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問でございますが、未婚者を減少させるための次の一手はあるのかについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、未婚者の増加も少子化の要因の一つであると言われております。結婚を希望する若者が結婚しない理由として、結婚生活や子育てに対する経済的な不安や、一方仕事と子育ての両立に対する不安などが上げられております。

このような中で、垂井町といたしましては、令和4年度から結婚新生活支援事業補助金制度を開始いたしまして、一定所得に満たない39歳以下の新婚夫婦に対し、引っ越し費用や賃貸住宅の家賃補助、新居となる住宅をリフォームした際にかかった費用などについて、経済的な支援を行っております。令和4年度につきましては、5組の新婚夫婦に対して補助金を交付いたしました。

また、婚活をしているけれども結婚相手がなかなか見つからないという声もございます。今年度は垂井町商工会と連携した婚活イベントを実施してまいりたいと、そのように考えており、現在その協議を進めているところでございます。まずは出会いの場を創出し、結婚につながれるような支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

今後とも、未婚者を減少させるために若い世代の意見をお聞きしながら、様々な角度から支

援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問、垂井町人口ビジョンを実現させるための施策とは何かについてお答えしたいと思います。

1点目の御質問でも触れさせていただいたとおり、人口減少、少子化には、これさえすればというような即効薬はございません。なぜならば、様々な社会的、経済的な要因が有機的に絡んでいるからでございます。

したがって、総合計画に沿って、まちが抱える様々な課題を解決するために、一つ一つの施策を実行し、全庁的に連携した横断的な取組を進めていくことが重要と、そのように考えております。

御質問の垂井町人口ビジョンを実現させるための施策につきましては、総合計画に基づき、計画期間を5年間とするテーマ別戦略を策定し、その施策を実現するために、各課の役割や目標を明確にした上で、1年間で実施する事業を組織別行動計画としてまとめております。その内容につきましては、垂井町のホームページに掲載させていただき、町民の皆様にも公表をさせていただいております。

現在は、令和6年度の組織別行動計画策定に向けて準備を進めているところでございまして、この組織別行動計画に取りまとめられた事業計画が各課の当初予算等に反映される、そういう仕組みと相なっております。

また、各種の課題に対しましては、庁舎内に副町長、関係課長で組織いたします検討委員会を立ち上げ、必要な施策の検討をも進めているところでございます。今年度は公共施設等総合管理検討委員会、行財政改革推進検討委員会、土地利用検討委員会、少子化対策検討委員会の4つの検討委員会を立ち上げ、検討を進めているところでございます。

今後とも、垂井町第6次総合計画後期5年計画に基づきまして、全庁を挙げて人口減少の抑制と人口ビジョンの実現を目指して、まちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） 御答弁ありがとうございました。

今の質問の中で、僕が一番納得できたのは4番目の質問でありますね。具体的な内容が盛り込まれておったかなあというふうに非常に感じております。あとは、総合計画の中に書かれておるものの施策というか、それを横断的に総合的に判断し、やるというようなことの結果だったかなあというふうに思います。

正直申し上げまして、これで本当に人口対策、少子化対策につながるのかと言われると、非常に疑問に思ってしまう点が幾つかありました。具体的な内容が上がっていないので、実際にどれをどういうふうにやっていくのかということは僕にも判断はできません。これは確かに書いてあるとおりのことを多分町長は述べられたのかなあというふうに思っております。

一番大きなところで、2030年、40年を取り上げましたので、ちなみに人口の減少していく割

合を人口問題研究所の推計と垂井町人口ビジョンの推計を比べてみますと、20年から30年で大体10%そこそこ減少しておると。うちのほうの垂井町ビジョンのほうについては、大体7%相当が減少しますよと。ここに3%の開きがあります。

これを具体的に何をしてこの3%を減らしていけるかということは、横断的な政策をしていくだけで減っていくとはなかなか考えにくいというふうにやっぱり想像できます。これは、素直に考えれば、人口問題研究所でさえ、10年間の推計値が減るスピードが増している、増えているというふうに判断されるような材料が幾つか出てきましたね。町長が一番冒頭に説明していただいたとおりです。やっぱり、これを解決しないと現実問題としてなかなか難しいというふうに思います。

もう一点、先ほどの20年から30年のゼロ歳から14歳って、人口問題研究所では24.69%、約25%減少すると見込んでおります。我が垂井町の推計では13.72、14%程度減少すると見込まれております。この差は10%、つまり今の人口の大きさの規模からすると1割増やさなきゃいけないんですよという話になるので、これを横断的な施策だけで本当に対応できるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えをしたいと思います。

総合計画の中で、今るる数字を上げられましたけれども、先ほど回答を申し上げましたとおり、子育て支援に関しますこの減少問題の関係でございますが、今年の2月でございますけれども、地方六団体から全国の町村長の首長が町村会という全国の大会に出席して議論がなされておまして、その中からは、若い世代が希望を持てる安心・安全な社会の実現が基本だとした上で、次のように要望をなさっております。

全国どこに住んでいても、基本的なサービスが受けられる必要な財源措置をやっぱり講じてくれと。あわせて、人材確保に向けた支援もお願いしたいということが大きな一つで上がっております。また、2点目には妊婦・子育て家庭への伴走型の総合支援を市町村が実施する場合の地方負担分の恒久的な財源の確保。それから、その他あと2点ほどあるわけでございますが、これといった特効薬がないという回答を私申し上げましたが、いずれにいたしましても一つの政策だけで数字で走る、これは計画上やむを得ないので分かりやすい表現の仕方という工夫の仕方もあるわけでございまして、これを抽象的な計画にしておってはどこへ向かっておるかすらも分からないといったようなことから、そういう計画づくりをして町民の皆様に見えぬ形で発表させていただいております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、総合的なその1点だけを捉えて、数字だけを捉えて、これにはどうなんだということは、3%上げるとか3%下がっておるのはこういう理由からだという理由づけは、正直申し上げましてございません。しかしながら、その目標に向かっていくのがこれから我々に課せられた一つの目標に向かってチャレンジ、増進をしていくということが期待されておるところでもございますので、申しましたように、加速する人口危

機に変化をもたらすことを本当に真剣に国民を挙げて、ひいては岐阜県を挙げて、ひいては垂井町を挙げて真剣に取り組むという、そこに向かっていくということが非常に大切だということとをぜひとも御理解を賜りたいと思います。

したがって、国でも地方でも存続をかけていよいよ踏み出すというところに政府掲げてもやっておられますので、それを何とか地方の財源の苦しいところの助けを賜りたいといったようなことから、町村長の首長でも東京まで出かけながら陳情を申し上げるという仕組みになっておりますので、地域における数字で議論をしておる、むしろそれどころじゃないということも何とぞ御理解を賜りまして、御回答とさせていただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） ありがとうございます。

町長おっしゃることは当然のことかと思えます。当然、それに対する国への要望というのはあってしかりです。特に少子化という大きな問題に対しては、国の予算を使っていかに効率的に、そしてベーシックサービスと申しますか、基本になるサービスを全員に提供していかなければ不公平が生まれてしまうというのは、もうこれは当たり前のことですので、おっしゃられる意味はよく分かります。

そこで、例えば少子化というよりも、そういった窓口がこの町内にあるのかどうかをまず伺います。例えば、少子化を対策していく窓口、もしくは先ほどの結婚の相談をするような窓口というものがこの庁舎内にあるのかどうかをお尋ねさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） ワンストップの窓口につきましては、子育て推進課のほうで担っておりますし、一方で結婚相談所等の開設に当たりましては福祉会館の社協のほうで委託しながら展開をさせていただいています。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） ありがとうございます。

どちらにしても、そういった窓口をしっかりと併設をしながらというか、委託をしながらでも構いませんが、そういったところがなければなかなか現実的なものにはならない。町民から見れば、どこに何をしに行けばいいのかということが分からないのは非常に疑問に感じたので、今お尋ねをさせていただきました。

もう一点、これはどうしても僕、少子化のほうにばかり目を向けておりますけれども、高齢者に対する、やはりこの福祉の充実のサービスこそが、長生きをしていただく一つの秘訣だというふうに思っております。こちらも福祉総合計画とか事業計画とかというのはたくさんあるかと思っておりますけれども、やっぱりこれを今うちに本当に必要なのは何かと言われると、地域ごとの福祉、垂井の場合だと7つの地区に分かれておりますので、この地域ごとの福祉サービスの充実というのが、年齢を重ねられた方々にとっては非常に重要な場所でもあるし、そういったところに行って自分の生きがいを見つけるという仕事も、これからの高齢者の中には

必要なものかというふうに思われますけれども、今までどうしてもコロナ、コロナという時代でありましたので、十分に行われてこなかったことはもうやむを得ない事実だとは思いますが、しかしながら、今後やっぱり新しい展開を地区まちづくりセンターやその他町が抱える施設の中でそういった施策を講じていくことは考えておられるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 内容について、理解が間違っておったら申し訳ございませんが、健康保険、国民健康保険皆保険とよく言いますけれども、皆保険、全ての国民が入るといいます。それから、平成12年にスタートいたしました介護保険制度ですね。いわゆるイメージ的にはそういう御質問で、私も同感の部分がございます、子育てに対する取組につきましても、相談から、それから伴走型で相談に乗ったりとか、親御さんの対応をするといったようなことから、国挙げての、どういう言葉を使っていいかわかりませんが、子育て皆保険になるかどうか分かりませんが、皆保育でも結構でございますけれども、そういったことが私も考えられるかなと思ってお聞きをしておりました。

ただ一方で、現状を申し上げますと、毎年保育士の採用の募集をしておりますが、今年は3名のエントリーがございまして3名採用いたしましたところがございますが、年々減ってきております。今、教職員の試験を受けられる方も減っておるといって報道を聞いたことがございますが、一方、昨日は官僚のエントリーも少なくなっているというところから、どうも世の中随分と私たちの背景から変わってきたなというところがございます、協立大学の学長、それから学部長ともお話をさせていただきましたが、幼保部の学生さんにもひとつ垂井町の宣伝をお願いしますといったようなことから、ひょっとしたら学校回りをしてでも保育士の確保に努めなければならないといったようなところまで来ておるような現状でございますので、先ほど申し上げましたのは理想でございますけれども、仮に国を挙げてそういう制度が確立されるにせよ、現場で今度働く保育士の問題も片方できちっと押さえていく必要がありますので、そういったことも総合的に国挙げての総合計画と申しますか、デザインをぜひとも早期に確立していただけると地方にとりましても非常に助かるかなあと、そのように感じておるところでございます。

回答になっていないかも分かりませんが、御理解賜りたいと思います。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） 御回答ありがとうございます。

今、1つのことだけを捉えて言っているのではなく、僕が今一番感じていることとして、高齢者の集える場所とか、場所というよりはそういった内容の遊びとか、そういったものをやはり増やしていく。そして、もう一方では、先ほど言った子育て支援をするための場所。これはこども園だけに頼ってしまうと今言うように保育士の問題も絡んできますので、もう少し幅広くボランティアであったりとか、いろんなところでそういう集会、サロン、そんなような言葉を使いながら開催をしていくというのが、僕はある程度、地域、地区に任せられた使命でもあ

るというふうに思っておりますので、そういったお考えはあるのかなのか。それは幼児対象であったり、高齢者対象であったり、そういったサロン。ふれあいサロンはずっと行ってはみえるんですけども、だんだんと求心力もなくなってきているというふうに見受けられるところもコロナ以降ありますので、そういったことを仕掛けていくつもりはあるのかどうか、最後に町長にお聞きしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） これからの少子高齢化は、何も若い世代、それからお年寄り、子供世代の親御さんだけの問題ではございません。全国の事業所、それぞれの銀行もしかり、学校の先生方もしかりでございまして、垂井町役場の職員採用でもしかりでございまして。

したがって、国民こぞっての支え合う社会づくりがこれから必要になってまいりますので、その一環の中でやれるものはやっていく必要があるというのは、私も同感でございます。

ただ、どういうタイミングでとか、それから保護者のお母さん方がどういうお考えでそういうことの話に俎上に上がられるか否かは、現場の保育士を通じて保護者会の皆様に御相談する中で、仮にそんな面倒を見てもらえるなら、こんなうれしいことはないよとだけ言っただけのものなのかどうか、それとも有資格者に見てもらわな困りますなのか、そういったことを全部包含して検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳理君） ありがとうございます。

しかし、やっぱり地域が核とならなければ、なかなか進めることができないなということは実感しておりますので、今後とも積極的にそういうことの見解を聞き、取り組んでいく姿勢というものが大変町政にとって重要なことかなあというふうには思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

〔7番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） おはようございます。7番 山田成利です。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

コロナ禍で過去3年間、小・中学校プールの授業が中止されましたが、今夏はプール授業が再開されますので、次の3点について質問させていただきます。

まず、1点目は3年間中止したプール学習の授業対応について、2点目はプール施設・設備等の保守点検等について、3点目はプール水質確認結果について、以上をお尋ねいたします。

まず初めに、なぜ日本では水泳の授業を学校のプールでするようになったかを説明します。

日本という国は周りを海で囲まれている島国で、川も多いので、昔から水練という昔の泳ぎ方を学習していました。しかし、1952年頃、相次いだ小中学生の海での船舶や水泳練習時の集団水難事故が発生、水泳の教育の必要性に拍車をかけたとされています。全国の小・中学校ではプール設置が急ピッチに進み、1995年の学習指導要領には、水泳を授業で行うことが明記

されました。

日本では、多くの学校にプール、水泳の授業がありますが、外国ではそれが珍しいことで、アメリカ、韓国、中国などの国々には小・中学校にプールがなく、水泳の授業もない学校が多いのだそうです。

そして現在、外国人の目には、驚きと羨ましさに満ちあふれるプール付学校が常識になったのです。日本では、子供の習い事でも水泳は上位に入っていて、それに伴い、幼稚園・保育園でもプールが設置され、水泳の学習が幼稚園、保育園、小学校、中学校、そして高等学校へと学習指導要領に基づき段階的に継続された学習体系が構築されております。

学習指導要領について御紹介をいたします。

文部科学省の水泳指導の手引きでは、水泳授業の趣旨・目的は、水泳系で求められる身体能力を身につけること、また水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことであり、水泳は生命に関わる学習であると明記されています。

具体的には、小学生段階から中学生段階へ、さらに高校生段階へと進むことにより、水泳学習が水遊び、浮く・潜る、長く泳ぐ、速く泳ぐことに継続的に学校・学年ごとにレベルアップしていく学習指導要領になっております。

その水泳学習がコロナ禍により3年間中止停滞しました。その3年間の中止授業の水泳学習をいかに復活させるか、それと中止期間中にプール設備に異常が発生していないかを確認することが、再開に重要な課題と考えております。

では、プール授業の再開手順について、順番にお伺いします。

1点目は、3年間中止したプール学習の授業対応について質問をいたします。

プール授業は子供にとって身近で楽しく学習できる、かつ生活に重要な能力を培う機会です。この機会をなくすと、未来の水泳競技を担う子供たちの芽を摘むことになりかねません。泳げることは、危機的状況を回避する上で重要なスペックです。

小学生の低学年では、水遊びの段階であり、空白期間があるということは水に対する恐怖心を経験していないと考えています。また、高学年では水遊びから水泳運動となり、手や足の動きに呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く速く泳いだりすることへの段階への経験不足の懸念が考えられます。

子供たちが将来水難事故に遭わないために、学校プールの水泳教育は重要な授業と考えております。3年間の空白授業は、学年ごとにそれぞれの状況に差異が発生していると考えています。授業の再開に当たり、3年間中止したプール学習に対して、水泳授業の遅れや不足の学習課題があるのか、あるならばそれぞれの学年ごとの学習課題に留意すべき点を明確にし、計画されているのか、計画されているならば、内容等について御回答をお願いいたします。

次に2点目は、プール学習の再開に当たり、プール施設・設備等の保守点検及びプールの日常点検、プール監視員及び救護員の配置をどのように計画されているのか、順番にお伺いいた

します。

プール設備は、連続操業しますと安定した条件で稼働することが可能とされています。特に、プール設備は水を入れ替え、管理をしないと劣化します。1年管理を怠ると翌年のプール授業にも影響を及ぼすと言われております。

今回のように、3年間の長期間停滞した後の再開は、設備の保守点検を十分にしないと安定した稼働はできないと言われております。

まず、この3年間の間に施設・設備のプール本体、浄化設備、消毒設備等の保守点検を実施されてきたのか、されていなかったのか。そして、6月よりプール学習開始のために、どのようにプール本体、浄化設備、消毒設備の直前保守点検をされたのか、その結果は問題なかったかどうか、内容の御回答をお願いします。

また、6月より再開されるプール授業時に日常点検確認が必要と考えております。生徒の皆様及び御父兄の方々に安心・安全を保障するために、まず1つ目は施設・附属設備等の日常点検をどのように計画されているのか、内容の御回答をお願いします。

次に、事故を未然に防止するため、プール監視員及び救護員の配置をどのように計画されているのか、学年ごとに適切に決定されているのか、内容の御回答をお願いします。

3点目は、プール水の水質確認結果についてですが、水泳プール内の水質に異常があれば、水質により子供たちが被害を受ける懸念が生じます。被害を防止するために、水質の検査項目及び検査方法の考え方を教えてください。どのように検査されたのか、その結果、問題なかったかどうか、内容の御回答をお願いします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 山田議員の小・中学校のプール授業再開に係ります3点の御質問について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、垂井町の小・中学校の学校プールにおける水泳指導は、令和2年度から令和4年度まで、昨年度の合原小学校の実施を除き、児童・生徒の健康と安全確保の観点から、また地域の感染状況を踏まえ、やむなく水泳授業の実施を控えてまいりました。

今年度に入り、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の分類が2類相当から5類へと見直しが行われましたことから、引き続き児童・生徒の健康と安全確保に努めながら、今年度町内全小・中学校において水泳授業を実施することとしております。

それでは、議員の御質問の1点目、3年間中止したプール学習の授業対応についてお答えをさせていただきます。

まず、中止した水泳授業に対し、遅れや不足の学習課題があるのかについてでございます。

コロナ禍において、学校でのプール授業につきましては更衣室やプール内での密集、密接の場面が避け難く、児童・生徒の健康と安全を第一にやむなくプールでの水泳指導を中止してま

いりました。

学校での水泳指導につきましては、学習指導要領に記載されているところですが、その中で水遊びや水泳運動を扱わないことのできる条件に、学校及びその近くに公営プール等の適切な水泳場がない場合が上げられています。しかし、その場合であっても学習指導要領には水泳の事故防止等に関する心得については必ず取り上げることが示されています。

このようなことから、コロナ禍において学校での水泳指導ができなかった間は、事故防止等の観点から、プール、河川、海等で活動を行う際の安全指導を行ってきたところでございます。

しかしながら、体育は実技を伴う教科であり、実際に水中での水泳運動を行うことができなかったことから、今年度は町内全ての学校において、水泳指導を再開するに当たり、子供によっては初めてプールに入る、3年ぶりに水の中に入るなど実態は様々でありますことから、議員の御質問にもありましたとおり、学習指導要領に示される各学年の発達の段階に応じた指導内容により、子供の安全を第一に鑑みた上で、特に小学校低学年においては水に慣れる時間を丁寧に設けるなど、より幅広く柔軟な活動となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、プール施設・設備等の保守点検等についてお答えをさせていただきます。

学校プールの施設・設備等の保守点検につきましては、文部科学省が策定する学校環境衛生管理マニュアル、以下、衛生管理マニュアルと申し上げます、に基づき、適切に実施をしております。先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一つとして、令和2年度から令和4年度まで、小・中学校のプール授業を見合わせておりましたが、その間におきましても衛生管理マニュアルに基づき、年に一度、各小・中学校プール内の水を排水し、清掃を行ってまいりました。

プールの清掃時においては、教職員の目視によりプール本体等の状況を確認し、異常や破損等を発見した場合は町教育委員会も状況に応じて担当職員が現地に赴き確認し、修繕等の対応を行ってまいりました。また、浄化設備、消毒設備につきましても、衛生管理マニュアルに基づき、プール清掃前に専門業者による点検を実施してまいりました。

今年度の点検結果につきましては、プールが使用できないといった大きな破損、故障等はありませんでしたが、小規模なものにつきましてはおおむね修繕を終えたところでございます。また、施設、附属設備等の日常点検につきましては、同じく衛生管理マニュアルに基づき、教職員によりプール本体、浄化設備、消毒設備等を目視による点検を行いますとともに、附属設備につきましては動作確認を行い、異常がないかを点検しています。これらの日常点検は、プールの使用期間中、毎日実施し、点検表に結果を記録し、保管をしております。

なお、プールの監視員及び救護員の配置につきましては、プールで水泳運動の指導を行う際には必ず3名以上の職員を配置し、指導、監視、救護等を行うことができる体制を整え、事故防止に努めますとともに、万が一に備え、携帯電話、AEDをプールサイドに備えるなどの対応を取っております。

次に、3点目の御質問、プール水の水質確認結果についてお答えをさせていただきます。

水質検査につきましては、衛生管理マニュアルに基づき、日常点検における水質検査と学校環境衛生基準に基づく水質検査を適切に実施しております。日常点検の水質検査としましては、教職員が実施する検査項目として、遊離残留塩素、pH値及び透明度がございます。

遊離残留塩素につきましては、プール水の消毒管理の指標であり、感染症予防等、プールの衛生管理において重要な項目でありますことから、細菌やウイルス等、プールで感染する可能性のある病原体に対して消毒効果を得るため、0.4ミリグラムパーリットル以上が必要となっております。そのため、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、一定濃度以上を維持するよう管理に努めています。

pH値につきましては、人体やプール本体への影響を考慮し、5.8以上8.6以下となるよう管理しており、中性付近を維持することにより効果的な消毒を行っております。

透明度につきましては、常に留意し、併せて水中に危険物や異常がないかなどの監視を行っております。

これらの日常点検の結果につきましても、点検表に結果を記録し、保管をしております。

また、学校環境衛生基準に基づく水質検査につきましては、一般細菌、大腸菌、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH値、濁度、総トリハロメタン、遊離残留塩素の7つの項目があり、総トリハロメタンを除く6項目については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、また総トリハロメタンにつきましては使用期間中、適切な時期に1回以上行うことが定められています。

検査方法につきましては、学校保健安全法第5条及び第6条に基づき、学校薬剤師が各小・中学校の飲料水及びプール水を採水し、専門機関において検査を実施しているところでございます。これらの水質検査の時期につきましては、学校プールでの水泳授業開始後において実施することとなっております。

以上、御質問に対する回答とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 答弁ありがとうございました。

1点目の3年間のプール学習の授業対応について御答弁いただき、ありがとうございました。

やはり、学習には知識的な学習と実技ということで、明快な回答をいただき、ありがとうございました。子供は安全第一ということで、柔軟に対応していくとおっしゃっていましたので、やはり低学年の方ですね。1年から3年の方は水遊びをやっておられないので、水の恐れに対して恐怖心がまだ出るかと思いますので、十分な対応をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

3点目のプール監視員及び救護員の配置ということで、御答弁をいただきました。今、3名ということですね、対応されていくということで、私の孫もプールの中で一時気を失いまして、

そして救護員の方がすぐ対応していただいたので、その後も恐怖心なしにプール遊びができました。そういうことで、3名体制の中で十分対応していただいて、3名でやっていただけるとお聞きしましたので御了解いたします。どうもありがとうございます。

それともう一点、いいですか。

○議長（若山隆史君） 要望ですか、質問ですか。

○7番（山田成利君） 質問です。

○議長（若山隆史君） どうぞ。

○7番（山田成利君） すみません、質問させていただきます。

プール学習は非常に重要な学習と考えていますので、プール学習の方針についてお伺いします。

まず、私のプール学習の経験を述べさせていただきます。私は垂井町に転勤してから50年になりますが、その間、子供及び孫が、学校及び朝倉町民プールで楽しみながら練習して上達してまいりました。

学校プールでの学習授業は、仲間と仲よく楽しく練習し、水泳の能力向上をさせる重要な授業であったと思っております。国内の水泳選手でオリンピックで優勝できる選手が次から次へと出ていることを考えますと、国内のプール授業の定着はその要因の一つでないかと思っております。

最後に、教育長にプール学習の再開に当たり、今後の方針とプール授業の重要性、必要性をどのように考えておられるのか、具体的に回答をお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 山田議員の再質問にお答えをいたします。

水泳は他の運動と異なり、水の中という特殊な環境の中で行う運動でございます。息を大きくためて水の中に入ると体が浮かび、息を徐々に吐くと体が沈み、底に沈むと水圧を感じる、水の中を歩くと抵抗を感じるといった物理的な特性を体全身で味わうことのできる運動であります。そこで、水の中で浮いたり、そして呼吸をしたり、そして進んだりといった課題を乗り越えていく喜びを味わえる運動であると思えますし、クロールや平泳ぎなどの泳法を身につけていくと長く泳いだり、速く泳いだり、あるいは仲間と競い合ったりする喜びを感じることができる運動であります。

そこで、こうしたことから学習指導要領に学習内容として位置づけられているものと思っておりますし、子供たちの将来を考えますと、とりわけ小・中学校での水泳指導というのは大切な学習、重要な学習であると考えております。

また、併せて水泳の授業におきましては、先ほどの答弁でもございましたが、例えばバディーを組んで互いの無事を確認したり、あるいはプールサイドから飛び込んだりしたりしないという約束などを守ることによって、水中あるいは水の周りで遊ぶ、あるいは活動するときの安全確保の態度を身につける学習でもあると思っております。

さらには、着衣水泳でありますとか、心肺蘇生法でありますとか、子供たちが将来にわたって水の事故を未然に防ぎ、あるいは自他の命を守るような、実践的な態度を身につける学習であると思っておりますので、プールを活用しました授業につきましては今後も重要、また必要な学習であると認識しているところであります。

それぞれの学校の計画に従いまして、着実な指導を行ってまいります所存でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御回答いただきありがとうございます。

日本の将来を担う子供たちが、将来水難事故に遭わないように、小学生から継続的に心身ともにたくましい心と体を養成できるプール学習の重要性、必要性を確認できました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 議長の許可を得ましたので、通告のとおり、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私からは、まず大きく1点目、泥川排水機場設置についてでございます。その現在の進展状況についてでございます。

今年は、例年になく早く東海地方が梅雨入りをいたしました。先日も、各地において大雨に関して被害の情報が報道されているところでございます。被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げたいと思っております。幸いにも、垂井町には大きな被害がなかったものと思っております。

さて、垂井町の南部を流れる泥川は、木曾川水系の一級河川で垂井町、養老町、大垣市を流れて、相川、杭瀬川、牧田川、揖斐川を経て伊勢湾に至る川で、泥川に係ります治水対策、浸水被害防止として、泥川排水機場設置について、地元の方や先輩議員からも、今までにも何度も要望されてきたところでございます。

泥川は高低差の低い地域を流れるため、下流部で合流する河川が増水しますと水が逆流し、浸水被害が起きやすいこともあり、2011年には大垣市十六町に泥川水門が設置されたところでございます。

ところが、雨が降り続きますと、水門が閉じている場合には、水門の上流の内水は排水されません。よって、豪雨が続きまると垂井町南部の雨水が内水となり、栗原地区、表佐地区の低地にたまり、農作物はもとより、避難所である合原小学校や栗原地区まちづくりセンターにまで水が押し寄せる状況です。

過去には、栗原地区まちづくりセンターに避難所が設置されたこともありました。豪雨の中、暗い夜道を横移動して避難所まで移動するにはリスクが高いと感じています。

また、想定最大規模の垂井町洪水ハザードマップでは、避難所周辺が冠水する場合もあり、

今後は地域に合った避難所設置や避難誘導體制や住民への情報周知体制について、検討も必要かと思えます。

そこでお尋ねをいたします。

1. 垂井町南部の冠水防止のための泥川排水機場設置に向け、現在の進展状況や垂井町としての災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理についてお尋ねいたします。

2. これまで避難所を設置した回数と避難状況及び冠水状況についてお尋ねいたします。

3. 地域の特性に合った避難所設置及び避難誘導及び情報周知についてお尋ねをいたします。
続きまして、大きく2点目でございます。

垂井町のデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進についてでございます。

町長は、垂井町第6次総合計画に基づき、後期基本計画では3つの施策を重点戦略に位置づけられております。その重点の2つ目において、DXの推進による便利で快適なまちづくりを掲げられております。

そこで、垂井町のデジタル・トランスフォーメーション推進についてお伺いをいたします。

総務省、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画によりますと、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないなど様々な問題が明らかになったことから、こうしたデジタル化の遅れに迅速に対応するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に併せて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが求められております。

こうした認識に基づき、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタル活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されております。

また、令和3年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布され、デジタル社会形成基本法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとされている。

令和3年6月には、デジタル社会形成基本法第37条第1項に基づくデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、本重点計画においても、先述のビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられた。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいものです。

自治体においては、まず自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとともに、DX

を推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となります。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案等により、自らの行政の効率化、高度化を図ることが可能となる。加えて、多様な主体との連携により、民間のデジタルビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にもつながることが期待されております。

そこで、垂井町のデジタル・トランスフォーメーション推進についてお伺いします。

1. DXの推進による便利で快適なまちづくりとはどのようなものでしょうか。

2. 自治体に取り組むべき事項を着実に実行するためには、推進体制の構築が必要であり、現在企画調整課内に行政改革・デジタル推進室が設置されておりますが、単にIT導入ではなく、課題解決を起点とすることで価値のある変革を目指すような推進体制が必要と思います。垂井町はどのような組織やメンバーでDXを推進していかれるのでしょうか。

3. 顧客ファーストにより守るべき法令は遵守しつつも、役所の全ての業務は顧客のためにあるものと考え、顧客にどのような価値を提供できるのかを常に考えることが大切かと考えます。また、全職員が主体的に行動する組織となるべきと考えております。それには、前例主義を脱却し、新たな挑戦をするためのDX人材の育成が必要かと考えます。DX推進に向けた職員研修の体制はどのように考えられておりますか。

以上、質問よろしくお願いたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 水野議員の1つ目の御質問、泥川排水機場設置についてのうち、1番目の御質問、泥川排水機場設置の進展状況と河川の適正な維持管理について、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

御案内のとおり、泥川の治水対策につきましては、泥川を管理いたしております岐阜県大垣土木事務所と連携いたしまして、上流域未改修区間の河川改修工事及び下流域の排水機場設置に向けた検討を進めております。

泥川下流域の護岸改修は、完了はいたしておりますけれども、議員御指摘のとおり、本町の泥川流域は非常に勾配の緩い平たん地でもありますことから、相川の排水の影響を受け、泥川の自然流下が困難となり、泥川に排水する水路が氾濫する内水氾濫による浸水被害をこれまでも受けてきたところでございます。

平成23年の6月には、泥川逆流防止水門が設置され、供用開始されたところでございます。以前より、家屋浸水被害は軽減をいたしておりますけれども、平成29年10月の台風21号による被害など、近年でも道路冠水や農地の浸水被害が発生している現状であり、平成24年から継続的に要望活動も展開しておるところでございます。

岐阜県からは、平成21年度に策定した圏域内全ての一級河川を対象に、おおむね30年間の河川整備について計画を追加した牧田川圏域河川整備計画の中で検討すると回答を受けており、この計画の中では、泥川につきましては排水機場を整備すると明記されているところでございます。

しかしながら、泥川につきましては大谷川とともに相川に合流する河川でございまして、泥川排水機場の整備に当たりましては、大谷川の未改修区間の整備に合わせて進めていく必要がございまして、これも大きな事業となりますことから、多くの時間を要するところでございます。

既に御案内だと思えますけれども、大谷川の改修につきましては、J R 東海の下をくぐる大工事が予定されておりますことから、少しの時間をいただくことを御回答として申し上げます。

泥川上流部につきましては、県営住宅の宮代住宅北側付近の未改修区間の河川改修工事が進められておりまして、今年度もただいま施工中でございます。

なお、排水機場の整備完了までの間につきましては、垂井町といたしましても議員御指摘のとおり、浸水被害が発生する可能性もございますので、現在栗原地区において行っております圃場整備事業におきまして、地域からの強い要望を受け、未来工業北側の用地を浸水被害を軽減する遊水機能を持たせるために、本年度に取得する換地精算金の予算をも議会でお認めをいただいております。

今後とも、早期着手に向け、岐阜県に対しましても引き続き要望活動を実施してまいりたい、そのように考えております。

次に、河川の適正な維持管理について、御答弁をさせていただきます。

河川は、県が管理する一級河川と垂井町が管理する普通河川がございまして。近年、河川敷の樹木、竹の繁茂、河道内の土砂堆積などが見られる状況であり、住民の方々からも災害の発生を危惧されて、多くの御要望をいただいております。

そこで、町管理河川におきましては、日常の巡視及び住民からの情報提供によりまして現地を確認し、危険性の高い河川から順次樹木の伐採や土砂しゅんせつなどを施工いたしております。岐阜県管理の河川におきましても、大垣土木事務所に対しまして、現地視察等も行い、要望いたしているところでございます。来る7月14日には、郡内の土木行政要望の現地検討会をも計画をしておるところでございます。

今後とも、災害が少しでも軽減できますように、岐阜県と連携を図り、治水対策の推進に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、1点目のそのほかの御質問と2点目のDXにつきましては、それぞれ担当の所管のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、水野議員の大きい1点目の泥川排水機場設置のうち、2点目と3点目の御質問と、大きく2点目の垂井町のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進についてお答えさせていただきます。

初めに、泥川排水機場設置についての2点目の御質問、これまで避難所を設置した回数と避難所及び冠水状況についてお答えさせていただきます。

栗原地域においては、避難所を設置した回数につきましては、平成14年度から令和4年度までの期間のデータになりますが、栗原地区まちづくりセンターにおいて8回設置しております。そのうち、自主避難された方は平成25年9月16日の台風18号の影響により1世帯4名の方、また平成30年9月4日の台風21号では1名の方が自主避難をされております。

栗原地域の冠水状況につきましては、平成25年9月16日の台風18号の影響により、県道栗原青野線で冠水を確認し、安田金属工業北側交差点からセイワ化成西交差点までの通行止めを行っております。

続きまして、3点目の御質問、地域の特性に合った避難所設置、避難誘導及び情報周知体制についてお答えさせていただきます。

栗原地域は、垂井町地域防災計画において、栗原地区まちづくりセンター及び合原小学校が緊急避難場所及び避難所として指定されております。しかし、議員御指摘のとおり、1,000年に一回程度の割合で発生する降水量を想定した計画最大規模の洪水が発生した場合は浸水するおそれがございます。

本町では、令和4年度にこの計画最大規模の洪水を想定した垂井町洪水ハザードマップを更新し、各御家庭に配付させていただいたところでございます。

また、岐阜県が管理する河川におきましては、水害の危険性が高い地域への情報の提供や水位計の設置、避難判断の参考となる水位の設定等を行っております。近年の集中豪雨等の大雨の被害を完全に防ぐことは難しいと考えておりますが、これらの情報を基に各御家庭や地域において頻発する集中豪雨、激甚化する災害にいかにも日頃から備えていただくかということが大変重要になってまいります。

情報の周知体制につきましては、防災行政無線をはじめ、屋外放送のメール配信サービス、町防災アプリ、町LINE、広報車などの情報伝達手段を用いて、迅速に情報発信をしております。

町といたしましては、空振りを恐れずに避難指示を発令し、避難所の浸水が予想される場合には他地区での避難所開設も想定しておくなど、適切な避難誘導が行えるように避難計画を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、大きく2点目の御質問、垂井町のデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進についてのうち、1点目のDXの推進による便利で快適なまちづくりとはどういうものかについてお答えさせていただきます。

令和5年3月に策定いたしました垂井町第6次総合計画後期5年計画では、特に力を入れる必要があると考える3つの施策を重点戦略とし、その一つに議員御質問のDX推進による便利で快適なまちづくりを位置づけているところでございます。

国のほうでは、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を決定し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことを掲げ、地域においてはそれぞれが抱える社会課題について、地方自治体を中心として十分な議論、認識をした上で、その解決を図っていくため、デジタル技術を活用しつつ、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めることが求められています。

このような中で、本町におきましても、本年度、デジタルの力を活用した社会課題解決や魅力向上の取組を加速化、深化するため、垂井町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を進めてまいります。住民の利便性に視点を置く町民目線のDXと職員の事務効率化を目指した行政のDXの検討を進めることにより、住民の満足度の向上を図り、ひいては人口減少の抑制を目指してまいります。

次に、2点目の御質問、垂井町はどのような組織やメンバーでDXを推進していかれるのかについてお答えさせていただきます。

DX施策の推進につきましては、昨年度に策定いたしました垂井町行財政改革大綱（第6次）実施計画の取組項目としておりますことから、今年度立ち上げました副町長、関係課長で組織いたします行財政改革推進検討委員会で検討を進めていくこととしております。

検討に当たりましては、各課が連携して全庁的な検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、水野議員の2つ目の御質問、垂井町のデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進についてのうち、3点目のDX推進に向けた職員研修につきまして、お答えをさせていただきます。

総務課では、職員研修全般を所管しておりまして、職員の職務や役職に応じた研修への参加、また職員本人が自ら関心を持って参加したいと望むような研修については、役職などにこだわらず、手挙げ方式により参加者を募集する方法も採用しながら研修事務を進めております。

昨年度におきまして、DXに関連のある職員研修といたしましては、町での主体実施ではございませんが、令和4年8月に市町村研修センターが開催をいたしましたエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング（EBPM）データ分析・活用研修に職員4名が参加をいたしたところでございます。

議員の御紹介にもございましたが、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案は自治体がDXを進める上で重要なものと認識をいたしておりますので、本年度もまた来年度

以降も参加を継続してまいりたいと考えております。また、昨年度は新規採用職員、あるいは個人情報を取り扱う事務に従事される職員を対象とした情報セキュリティ研修を計画、実施をいたしたところでございます。

そのほか、研修ではございませんが、職員が情報セキュリティの重要性を認識して業務に当たるため、町では平成29年4月に情報セキュリティ対策の基本方針、実行に向けた対策基準、また手順などを定めました垂井町情報セキュリティポリシーを策定いたしております。こちらにつきまして、毎年11月から12月頃にかけて、職員を対象に情報セキュリティ対策に関する自己点検を行い、職員一人一人が自ら必要な対策を行っているのか点検をすることで、情報セキュリティ対策に関する職員の認識を高めるなど、体制整備に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、DX推進に向けた人材の育成は非常に重要であると認識いたしておりますので、本年度令和5年度からは第6次垂井町行財政改革のDXの推進に関する取組項目なども踏まえ、関係課とも連携をいたしながら、DX推進に関する研修、講座への参加などにつきまして進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） 泥川排水機場設置につきましては、引き続き行政並びに住民、議会ともに県にも働きかけていきたいということをお願いをしたいと思っております。

2点目のDXについてですが、外部へ出での研修も結構ですが、外部からDXに精通した人材を派遣してもらおうとか、そういったことのお考えはございませんでしょうか。よろしく願います。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 水野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

昨年度、令和4年度は町の主催によるDX関連の研修などは開催をいたしておりませんが、DX推進に向けた人材育成は非常に重要であると認識をいたしておりますので、本年度の行財政改革のDXの推進に関する項目なども含めまして、今後、行財政改革デジタル推進室を所管いたす企画調整課とも連携を図りながら、DX推進に関する外部講師も含めました研修、講座についての取組につきましても進めてまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） ありがとうございます。

外部講師ではなく、外部人材を庁舎内に受け入れて推進していく体制とか、そういったものは考えがないのかということですが、その点についてよろしく願います。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 失礼いたしました。水野議員の再質問にお答えいたします。

来年度の職員の募集も含めまして、そういった情報に精通しておるような職員の募集も含めて検討を現在進めておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） ぜひとも、優秀なDX人材の確保をお願いしたいと考えております。

また、DXを推進していくに当たり、企業との連携、そちらからのそういった人材を垂井町に招いて垂井町のDXを推進していくという、そういったお考えはございませんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいまの水野議員の御質問にお答えをいたします。

こちらは、先ほど私が答弁をした内容に少し関連をするかもしれませんが、今年度の行財政改革の中でのDXの推進の取組項目も含めながら、外部の人材を招いて研修などを進めていくというようなことも考えてまいりますのでよろしくようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） 講師を招いてではなく、官民と連携した中でDXを推進するとか、そういった体制は考えていかれませんか。いかがでしょうか、お願いします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 人材を登用しようという御提言でございますが、一度その辺は十分所管とも調整しながら、現在自庁処理をしておる垂井町でございますけれども、いずれもデジタル実装を備える基盤をしっかりと整えるということからやっていく必要がございます。いわゆるデジタルという手段、それから技術を用いて、地方創生田園国家構想をどうつくり上げていくかということがポイントでございますので、その中に専門的な知見を持った職員の派遣等々、御指摘のとおりでございますので、十分進める上に当たりましてはその点も考慮に入れながら検討を図っていく予定でございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） 御答弁ありがとうございます。ぜひともデジタルの推進、便利なまちづくり、垂井町、頑張っていただきたいと私どもも応援したいと思います。今日は、一般質問ありがとうございました。以上です。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、大きく2点お尋ねをいたします。

1 点目、県道栗原・青野線（表佐地蔵橋と駐在所地先辺りとの間）に歩道の新設をについてお尋ねをいたします。

表佐地区新町自治会は、令和4年3月13日現在、121世帯で構成された表佐地区最大世帯数の自治会です。東は大垣市境、北は綾戸地区境となり、表佐小学校区の中では、表佐小学校から最も遠く離れた、また班が幾つかに分散された住宅地区でもあります。

新町自治会の小学生たちは、毎朝登校時には、自宅から町道を通り、県道栗原・青野線に入り、県道の片隅に塗られた歩行用カラー舗装に沿って歩き、相川地蔵橋を渡って、小学校へと通っています。

その県道栗原・青野線は、毎朝の小学生の通学時間帯には通勤用の多くの自動車が猛スピードで往来する道幅約6メートルほどで、小学生にとって非常に危険な通学路でもあります。県道には、通学路用カラー舗装がしてあり、その上を子供たちは注意深く1列に整列をして登下校をしていますが、前後から大きな車同士が行き交うときには、車が道幅いっぱいになるため、子供たちが歩けずに止まるような状況が起きています。

子供たちを事故から守るため、過去においては10年以上の長きにわたり、毎日暑い日も、寒い日も、雨の日も、風の日も、雪の日も、一日も休まず子供たちの送り迎えをされてきた有志の方たちがありました。その方たちも御高齢となられ、今は保護者の方たちが送り迎えをされているとお聞きしております。

そのような状況下で子供たちを交通事故から守るため、子供たちが安全に通学できるように、また通行人の安全確保のために県道栗原・青野線（表佐地蔵橋と駐在所地先辺りとの間）に歩道の新設をとの要望が前々からありました。

県道でもあり、県の管轄とは思いますが、日常小学生のみならず町民の通行量の多い道路でもあり、以下お尋ねいたします。

1つ、現在、歩道新設についてどのような状況か。

2つ目、今後の見通しについてお尋ねするものであります。

2点目、塚の宮交差点改良についてお尋ねをいたします。

町道表佐1号線、町道垂井・表佐線と国道21号線とが交差する塚の宮交差点の改良ということを言われてから数年たっております。

当初、大型車が国道から町道へ右折するとき、また町道から国道へ右折をするとき、右折がスムーズにいかず、特に朝夕のラッシュのとき、それによる渋滞が激しいということで交差点改良の要望があったと思います。以来、町としては用地確保とか、歩道の新設とか、歩道橋の昇降階段の付け替えをされたりというようなことで、改良のされている進展はしていると思うわけですが、どうも肝腎な右折車対策が思うように進んでいないようにも思います。

そこで、以下お尋ねをいたします。

1つ目、現在行われている国道21号線の拡幅工事の内容について。

2つ目、所有者のお名前は上げませんが、購入された角地の利用について。

3つ目、交差点改良が現在どのような状況になっているのか、全体構想について。

4つ目、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

〔建設課長 多賀靖君登壇〕

○建設課長（多賀 靖君） 富田議員の御質問にお答えさせていただきます。

1つ目の御質問、栗原・青野線に歩道の新設をでございます。

県道栗原・青野線の表佐地蔵橋と駐在所先辺りは、表佐新町自治会の児童の通学路となっており、緑色のカラー舗装で通路スペースを明示しているものの、近隣に工場の立地があり、大型車の通行も多く、危険な箇所であることを認識しております。また、令和3年6月に千葉県八街市で発生した通学時の交通事故を受け、全国で通学路における安全確保の徹底についての取組が強化されることとなりました。本町におきましても、毎年関係者と合同点検を実施するなど、継続的に安全対策の取組を実施しているところでございます。

歩道新設事業につきましては、平成26年から継続的に自治会要望等をいただいております、令和元年度に道路を管理する岐阜県大垣土木事務所と連携して、歩道整備の検討を始めました。翌令和2年度には事業化がされ、現地踏査、現地測量を行い、令和3年度に概略設計、令和4年度からは詳細設計を実施しております。計画といたしましては、車道の外側に幅員2メートルの歩道を設けるものでございます。

今後の見通しでございますが、令和5年度以降、計画立案ができた段階で関係者への説明会を開催し、その後、境界確定、用地買収及び物件補償を行い、工事着手につなげてまいりたいと考えております。

本事業の主体は岐阜県でありますことから、今後も密に連携を図り、円滑な事業推進に取り組んでまいります。

次に、2つ目の御質問、塚の宮交差点改良についてでございます。

国道21号は、垂井町内を東西に横断する重要な幹線道路であり、交差点改良につきましては、これまでに御所野、綾戸交差点の整備が完了しておりますが、塚の宮交差点改良事業につきましては未着手の状態でございます。塚の宮交差点は、右折レーンがないこと及び交差点形状が直角交差でないことから、右折車の滞留による渋滞が発生しております。

塚の宮交差点改良事業は、平成27年度に事業化がされ、平成28年度に詳細設計を実施し、その後、境界確定、用地交渉と事業を進めてまいりました。また、令和2年度には、先行して交差点南側の横断歩道橋の改良が完了している状況でございます。

現在施行されております国道の工事でございますが、令和4年9月に国土交通省、岐阜国道事務所から発注されまして、大型車と普通車の並列走行が可能となるよう車道を拡幅し、併せて交差点区間に防護柵及び境界ブロックを設置する歩道改良工事を施行しておりまして、完了予定は令和5年7月末となっております。

次に、交差点改良の全体構想でございます。

当初、交差点の国道部につきましては、東西に右折レーンの設置を、町道部につきましては、国道に直角に進入できるよう道路を整備する計画としておりました。交差点北側の町道整備については、平成26年度から検討を始め、説明会の開催を、また国道拡幅につきましても用地交渉を幾度となく進めてまいりましたが、交渉が難航しましたことから、計画変更をすることとなりました。暫定でございますが、国道については、右折車線相当幅員1.5メートルを拡幅し、併せて町道については、交差点南側の土地を活用して、東側への車道拡幅を行い、大型車の通行スペースを確保するように計画を見直し、事業を進めてまいりました。しかしながら、令和4年12月に実施いたしました公安委員会との交差点協議の中で、南北方向の通行に危険を及ぼす可能性があることから、北側の町道整備が必要であると、そういった指摘がございました。

国の事業は、令和4年度が完了年度でありまして、公安協議にこれ以上時間を要しますと、本事業が取りやめになる可能性があること、また町道の通行車両の安全性を最優先とし、今回の計画を見送ったところでございます。

今年度は、交差点南側の土地につきまして、除草対策など適正な維持管理のため、防護柵設置や防草シート敷設を実施してまいります。

最後に、今後の見通しでございます。

国道21号は、東海環状自動車道大垣西インターチェンジ及び養老サービスエリアスマートインターチェンジの開通によりまして、交通量が増加しており、その役割はますます大きくなってまいります。

垂井区間は、現在2車線であり、渋滞が慢性化するなど交通網の強化を図る上で大きな課題となっております。4車線化の早期策定、また交差点については、部分的改修ではなく4車線化整備と併せた整備が大変重要であると、そのように考えております。

4車線化整備につきましては、これまでも関係いたします同盟会等で毎年要望活動を実施しておりますが、加えまして今年度発足いたしました西美濃地域国道整備促進期成同盟会を活用しながら、直接国に対して強く要望していきたいと考えております。

今後も関係機関との連絡を密に図り、通学路対策及び道路交通網の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 再質問をいたします。

2点目の塚の宮交差点についてですが、質問というよりは確認の意味での質問になりますので、よろしくお願いいたします。

今現在、国道で行われている工事につきましては、4車線化とは別の形での暫定的な車線増幅というか、4車線化というような形で進められていると思ってよろしいでしょうかということですね、1つ。

それと、先ほど言いました私有地を購入しました。地域の住民は、もうあれで広いところできたから右折ができるという期待を持っているわけなんですけれども、現状は、あそこにガ

ードフェンスができてしまって、逆に通れなくなるというような現況になってくるといって、その辺りが住民はなかなか理解しにくいと思うんですね。なぜそうなるかということは、南から交差点に入って、空いているところで右折すればいいものをできないということは、その延長上の表佐・垂井線、塚の宮の比女神社のほうに向かっていく道路を広げない限りは、空き地に今なっています、今度何とかシートを張られてきちっとされるようですが、そこは利用できないというように解釈してよろしいのですかという2点ですね。

それと、最後に大きな質問ですが、大きなこの交差点改良をしない限りは、右折化はなかなか難しいなというように解釈をしてもよろしいか、ちょっと3点、質問内容が分からなければまたきちっと説明しますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、国道の今回の右折車線相当幅員の拡幅の件でございますが、本来国道ですと、車道幅員3.25メートルでございます。正式に右折レーンを設けようといいたしますと、そのままもう一つ3.25メートルの幅員が要るところでございますが、暫定的な処置とさせていただきますして、大型車と普通車が並列して走っていけるようなということで、3.25メートルプラス1.5メートル、1.5車線的な、そういった改良になるというものでございます。

次、2つ目ですが、町のほうで購入させていただきました角地の件でございますが、あそこにつきましては、当初議員おっしゃられましたように、右折車線を設けたいということで購入をさせていただきました。その後、昨年ですが、公安協議をしていました結果、交通管理者として北から来る車と南からの車が正面衝突する可能性があるということで、交通管理者としては認められないという判断がされましたので、今回断念したというところでございます。

それともう一つ、最後3つ目ですね。

交差点改良につきましては、最後に述べさせていただきましたが、部分的な改良を求めるよりも、国道自体の4車線化を進める上で同時に改良をやっていくのが最良の策であるというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 再質問というよりも、これは長くかかって行っている事業ですから、前任者から引き継がれて大変だと思いますが、一生懸命やっておっていただきます。

今のような御説明をいただければ、町民も納得できるんじゃないかと。そうでないと分かりませんので、今していただいたことをきちっと町民向けにお願いしたいと思います。

まだまだということですので、我々一生懸命取り組んでいただいているのは分かっておりますので、1点目は県に関することであり、2点目は国に関することありますので、これ以上質問というよりも取り組んでいただいていることに非常に期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

用。自治体での活用も埼玉県や大阪府など62市区町村に広がっています。個人情報を見られる手帳所持者の心理的負担や手帳を確認する側の手間を軽減することが期待されており、飲食店などで使えるクーポンの提供や、障がい種別に応じた生活に役立つ情報の配信なども実施されています。

ミライロIDは民間の会社が行っていることもあり、安全性など注意が必要ではありますが、本町の町有施設において、障がい者の方が減免を受ける確認書類としてミライロIDを認めることで、県内市町村、また町内事業所にも広く認められ、障がい者の方々のサービス向上につながると期待されます。

そこで、健康福祉課長にお尋ねします。

障がい者割引等を行う町有施設において、ミライロIDを確認書類として有効にしていきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

最後、3点目、熱中症対策の推進についてお伺いたします。

気候変動の影響により国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後地球温暖化が進行すれば極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温を見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要だと考えます。

そこで1点目、熱中症から地域住民の命を守るための取組の推進について伺います。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成、WBGT（暑さ指数）の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

第2点目として、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組について伺います。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われています。ここで、熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことが重要です。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感でなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による緊急搬送者の約5割が高齢者となっています。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって、対策を的確に進める必要があります。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めていくのかお聞かせください。

続きまして3点目、高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取組について伺います。

いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れて

いて部屋が冷えなかった、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。

熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっています。熱中症の予防のために、クーリングシェルターの整備に併せて、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思います。また、脱炭素化の観点をも組み入れたエアコンのクリーニングなど、普及促進等も重要と考えます。

そこで、エアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

4点目、エアコンの利用控えについて伺います。

電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いと思います。

そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

5点目、子供の熱中症防止の取組について伺います。

学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変に重要であります。

公立の学校施設においては、地方公共団体からの計画を踏まえ、公立小・中学校の普通教室、特別教室における空調施設の整備が進められました。

そこで、空調施設を活用するための電気代の手当では十分なのか、お聞かせください。

また、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取組がなされているのか、また熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応していくのか、お聞かせください。

以上3点にわたる私の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員から、中学校の部活動の地域移行に向けて、大きく3点御質問をいただきました。

私からは、中学校の部活動の地域移行に関わる方針についてお答えいたします。

中学校の部活動につきましては、中学校の学習指導要領で各教科、特別の教科道徳、特別活動など、生徒が必ず履修しなければならない教育課程には位置づけられておりません。しかし、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、体力づくりや技術の向上はもとより、責任感や連帯感の涵養、学級や学年の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあり、生徒にとって豊かな学校生活を実現する役割を果たす、そういう意義ある教育活動であると規定されています。

令和4年にまとめられました運動部活動、文化部活動の地域移行に関する提言では、今後学習指導要領を改訂する際には、部活動に関わる規定について抜本的な見直しをするよう提言し

ております。こうした国の提言や動向を踏まえまして、岐阜県は令和5年3月に岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインでは、それぞれの地域の実情に配慮しながら、必要な検討、見直し、創意工夫、改善を進めまして、令和7年度末を目途に地域の実情に合った運営団体、運営主体による新たな地域クラブへの移行を目指すことと示してあります。議員御指摘のとおり、これまでの部活動の在り方を大きく転換するものであります。そのため、中学校、移行先、保護者、そして私ども行政などの関係者が密接に連携しながら、移行に向けて慎重に検討を進める必要があると認識しております。

そこで、今年度は学識経験者や関係者による委員会を設置いたしまして、岐阜県のガイドラインを踏まえまして、様々な側面から課題を整理し、垂井町の実情に応じた新たな地域クラブの在り方を検討してまいりたいと考えております。議員の御質問の内容につきましては、その委員会の中で協議をしまして、解決策を見いだしていく内容でありまして、解決すべき課題そのものであると考えております。

この後、生涯学習課長から御質問に関する答弁をさせていただきますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、中学校の部活動の地域移行に向けてお答えさせていただきます。

まず1点目、スポーツ系、文化系の部活動に対して受皿となる適切な地域団体、民間団体や外部指導者をどう確保していくのかについてでございます。

部活動の地域移行の担い手につきましては、令和5年3月に岐阜県が策定しました岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、具体的な運営団体、実施主体として、総合型地域スポーツクラブや市町村体育・スポーツ協会、スポーツ少年団、保護者会、文化芸術団体、あるいは市町村が中心となって関係団体等と連携を図り運営する組織など、地域の実情に応じて様々な形態があるとされております。

また、指導者につきましては、学校部活動で指導を担っていた部活指導員、市町村で委嘱している外部指導者、各競技団体、スポーツ少年団の指導者、競技・活動経験のある大学生、文化芸術団体の指導者など様々な関係機関から指導者を確保するとされております。

一方で、指導者につきましては、人数を確保するだけでなく質を担保することも重要であります。昨年、岐阜県が公益財団法人岐阜県スポーツ協会と連携し、部活動の段階的な地域移行に伴う指導者不足を解消するため、地域部活動指導者育成研修会を実施いたしました。これは、指導技術だけでなく学校での教育方針や部活動の教育的意義を理解した指導者を県内全域に確保することを目的に、地域で活躍される指導者などを対象に継続的に開催されるものでございます。本町からも、スポーツ少年団の指導者や体育協会、部活動外部指導者の方などに受講し

ていただいております、昨年度に続き今年度も多くの指導者の方が受講されているところでございます。しかしながら、現状では地域移行に伴う指導者を十分に確保できていないと考えております。

指導者の確保につきましては、ガイドラインを踏まえ、本町の実情に合わせる中で、関係団体と連携し、現在尽力していただいております指導者の方をはじめ、新たな指導者の方を掘り起こしていきたいと考えております。

2点目、部活動中の事故等の責任についてお答えいたします。

地域移行後に地域で実施される活動は、学校の管理下には該当いたしません。ガイドラインでは、活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応につきまして、管理責任は運営団体、実施主体であるとされております。しかしながら、運営に当たりましては、運営団体、実施主体のみに任すことなく、学校も含め県や市町村の事務局などが定期的、恒常的な情報共有、連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備しておくことが必要であると考えております。

あわせて、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容、保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒などに対し保険への加入も義務づけてまいりたいと考えております。

3点目、民間に指導を依頼することでの謝礼と、その負担の在り方などについてお答えいたします。

指導者への謝礼につきまして、身分保障や指導の質の担保の観点も踏まえ、適切な対価が支払われることが必要になると考えられます。民間から指導者の派遣を受けますと、そのコストの負担も大きな課題となります。

このほか活動に伴う費用といたしましては、会場使用料や用具購入に係る費用などの運営費が考えられます。これらの費用負担につきましては、現在、部活動とともに行われております保護者クラブなどの状況や近隣市町の状況も調査する中で検討してまいりたいと考えております。

また、部活動指導員の導入及び配置についての現状でございますが、スポーツ庁のいう部活動指導員とは、外部指導者とは異なります。部活動指導員は、学校教育法施行規則におきまして、部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事すると示されており、学校に置く職員となります。

現在、休日に部活動の指導をしていただいております多くの外部指導者は、仕事に就いておられ、部活動指導員の職を兼ねることが大変難しく、本町では部活動指導員の導入及び配置はいたしておりません。また、西濃管内の自治体におきましても、部活動指導員は配置していないとの情報を得ております。

いずれにしましても、議員からいただきました御質問の内容につきましては、部活動の地域移行に向けまして非常に重要となることばかりでございます。委員会を設置する中で、関係各機関と十分に議論を重ね、垂井町の実情に応じた新たな地域クラブの在り方を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の大きい2つ目の御質問、ミライロIDの活用についてと、3つ目の熱中症対策の推進についてのうち、1点目から4点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず、大きい2つ目のミライロIDの活用についてでございます。

議員御紹介のとおり、ミライロIDは、株式会社ミライロが提供している障害者手帳を登録することができるスマートフォン向け無料アプリで、障害者手帳の代わりとなるデジタル障害者手帳として活用されている事業者や自治体も年々増えているようでございます。令和2年6月からは、マイナポータルとの連携も開始されたことにより、内閣官房からは、信頼性の高い情報として提示できると紹介をされております。

このことから、障がい者等の移動や施設利用の利便性確保のため、障がい者の本人確認等の簡素化のため、またDX推奨の観点からも、障害者手帳の提示に代わる一つの手段として前向きに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きい3つ目の御質問、熱中症対策の推進についてのうち、1点目の熱中症から地域住民の生命を守るための取組の推進についてでございます。

昨今の異常気象により、毎年災害級の暑さが問題になっており、今年度に入ってから、観測史上2番目に早い記録である5月17日に、揖斐川町で35度を超える猛暑日を観測したことは記憶に新しいところです。真夏と比べ湿度が低いいため、熱中症を予防することを目的とする暑さ指数はそれほど高くはありませんでしたが、暑さに慣れていない時期の気温の急上昇は、数字以上に熱中症になりやすく、厳重な警戒が必要であると認識を強くいたしました。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができ、その対策は大変重要であると考えております。

そこで、保健センターでは、熱中症対策の啓発活動といたしまして、毎年広報「たるい」に熱中症に関する記事を掲載するとともに、保健センターや各地区まちづくりセンターなどの公共施設において、ポスターの掲示やリーフレットを設置しております。

また、防災行政無線を活用し、熱中症リスクの極めて高い気象条件が予測されたときに、環境省、気象庁が発表する熱中症警戒アラートを基に、町民の皆様に意識してお過ごしいただくよう注意喚起の放送を行っております。町独自のマニュアルなどは作成はしていませんが、環境省が作成した冊子、イベント主催者、施設管理者のための夏季イベントにおける熱中症対策ガイドラインを地域行事で活用していただくため、各地区まちづくりセンターに配付をしたところでございます。

今後も情報収集に努め、町民の皆様の行動変容につながる啓発活動を進めてまいります。

次に、2点目の高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組についてでございます。

熱中症の適切な予防は、高齢者に限らず重要であることから、熱中症対策として継続的に啓発を続けることが非常に大切であると考えております。そのための取組の一つが、広報「たるい」への掲載でございます。例年、保健センターのページに掲載をしておりましたが、議員御心配のとおり、熱中症のリスクが高いのは高齢者であることから、本年度は特に高齢者の方にお読みいただきたいと考え、次の7月号では、地域包括支援センターのページで掲載するよう進めているところでございます。

また、民生委員や社会福祉協議会による独り暮らし高齢者への見守り訪問では、夏の時期には熱中症予防についてお伝えをしているところでございます。引き続き民生委員や社会福祉協議会をはじめ、介護事業者など様々な関係機関や民間事業所と連携して、熱中症予防に努めてまいります。

次に、3点目の高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取組についてでございます。

熱中症になりにくい室内環境として、エアコンや扇風機による温度調整、遮光カーテン、すだれなどを利用して直射日光を遮る工夫、また風通しをよくするなどの環境づくりが重要になってきます。当然にエアコンの使用は重要な要素を占めることから、広報「たるい」4月号では、エアコンの運転確認について少し触れたところではございますが、今後は点検なども含めた熱中症になりにくい室内環境について啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のエアコンの利用控えについてでございます。

高齢者の方が、電気料金の高騰や節約意識からエアコンの利用をちゅうちょすることは、議員同様に心配するところでございます。そこで、今年度も低所得者の方への電気料金などの物価高騰対策支援といたしまして、非課税世帯1世帯当たり給付金3万円を支給するため、準備を進めているところでございます。

これから梅雨が明けますと、一気に高温多湿な気候に変わるため、熱中症のリスクも高くなってまいります。議員の皆様方も十分していただきますようお願いを申し上げますとともに、今後も様々な観点から熱中症対策を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の御質問の3点目、熱中症対策の推進についてのうち、5つ目の子供の熱中症防止の取組についてお答えをさせていただきます。

気象庁の長期予報によりますと、6月以降の東海地方の平均気温は、平年並み、あるいは平年より高い予報となっており、今年も熱中症防止の取組は極めて重要であると考えます。

教育委員会では、夏期における猛暑、酷暑による熱中症予防の観点から、また児童・生徒並びに教員が健康を害することなく快適な学校生活が送れるよう、令和元年から令和2年にかけて町民の皆様への御理解をいただき、普通教室、特別教室等へ空調設備を整備したところでござい

ます。整備しました空調設備の運用につきましては、文部科学省が定めます学校環境衛生基準及び垂井町立小・中学校空調設備運用指針に基づき、児童・生徒の健康面への配慮、併せて省エネ、地球環境への負荷の軽減を図るため、効率的な使用により経費節減に努めながら、適正な使用を行うこととしております。

さて、御質問のありました空調施設を活用するための電気使用料の予算措置につきましては、令和5年度当初予算要求の段階におきまして、前年度使用実績及び近年の電気料高騰を考慮しながら、予算の確保を適切に行ったところでございます。

次に、通学時の熱中症予防対策についてお答えします。

本町では、令和3年5月に環境省、文部科学省から通知された学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを基に、各学校において、熱中症対策に係る危機管理マニュアルを作成し、対応しているところでございます。具体的には、熱中症の危険性を理解すること、予防のためには、暑い日には帽子を着用すること、薄着になること、またマスクを着用する場合は登下校、運動時は外すこと、加えて運動するときは小まめに水分補給し、休憩をとることなどとしております。

このことにつきましては、登下校時においても同様の対策ができるよう、持参する水筒からの水分補給、日傘、ネッククーラーの使用や帽子着用の推奨、また中学校においては、暑い日には風通しのよい体操服での登下校の推奨等を行っているところでございます。

さらに、登下校中の子供の安全確保につきましては、令和元年6月より、垂井警察署、こども見守り隊をはじめとして、町内の様々な団体、施設にも御協力をいただくとともに、地域、保護者の皆様にも登下校時のながら見守りとして子供たちの登下校中の安全の確保の取組をお願いしているところでございます。引き続き地域の皆様には、子供たちの安心・安全の確保と併せて、特に夏季においては、熱中症などの体調不良の子供の見守りにつきましても御配慮をいただければと考えております。

次に、熱中症警戒情報が発令された場合の対応についてお答えします。

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高いことが予測される際に、環境省、気象庁による国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供であります。発表基準といたしましては、翌日の暑さ指数の最高が33以上と予測された日の17時頃と当日の5時に発せられることとなっています。

学校においては、これらの熱中症警戒アラートとは別に、それぞれに作成した危機管理マニュアルを基に全学校に暑さ指数計を設置し、計測した暑さ指数を判断基準として熱中症予防対策を取ることとしております。

なお、暑さが心配される時期には、熱中症警戒アラート発令の有無に関わらず、運動場、体育館等において暑さ指数を計測した上で、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される暑さ指数が31以上の場合は、運動は原則中止とし、炎天下での活動を取りやめ、室内での活動に変更するなどの対応を取ることとしております。また、子供たちには校内放送等を活用して、小

まめな水分補給等、暑さへの予防を啓発するなどの対応も行っているところでございます。

熱中症は、命に関わる危険な症状であります。適切な環境の整備等により予防が可能です。ことから、暑い環境下に長時間いることを避け、体育の授業など体を動かす場合においては事前に水分補給を行うことや、活動中の児童や生徒の状態をよく観察し、異常がないかを確認します。さらには、熱中症に備えて体を冷やす氷のうや保冷剤、また水分補給のための経口補水液を準備しますとともに、ためらわず救急搬送する対応も行っています。引き続き児童・生徒の熱中症対策に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 各課において様々な対策が講じられており、心から感謝申し上げます。

部活動移行については、子供たちのために最優先に対策を考えていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

1点だけ質問をさせていただきます。

高齢者とか障がい者の方のための、要するに災害級の極端な高温になった場合ですね、そういう場合に避難誘導などをする方法の検討も急ぐべきと考えますが、その1点だけお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今のところ、熱中症対策の一つとして、避難誘導によるものにつきましては、まだそこまで至ってはおりませんが、今後この対策を進めるに当たり、その手段の一つの方法として考えてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 大変にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番 渡辺保彦君。

〔4番 渡辺保彦君登壇〕

○4番（渡辺保彦君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

私からは、マイナンバーカードとデジタルトランスフォーメーション（DX）全般について

ということで御質問したいと思います。

今月2日ですが、マイナンバー法など改正関連法が参議院で可決成立いたしました。それにより、1. 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化、これは来年秋に実施し、マイナ保険証がない人は資格確認書を発行し、窓口負担を重くすると。2. マイナンバーと預貯金口座のひもづけ、行政機関が把握済みの住民の口座を公金受取口座として登録する。通知に不同意の回答がなければ同意したものとみなされます。3. マイナンバーの利用範囲の拡大。今まで社会保障と税、災害対策の3つに限られていました利用範囲が、行政書士や美容師といった国家資格の手续や、それから自動車登録、運転免許などに拡大されますし、法律の規定に準ずる事務という点も扱えるようになります。

しかし、マイナンバーカードをめぐるのは、毎日新聞紙上をにぎわせているとおり、最近もトラブルが相次いでおり、その運用に疑問視する声も多数あります。

カードをめぐる主なトラブルとしては、1. マイナンバーと公金受取口座のひもづけで別人の口座を登録、これは15自治体21件、ここには岐阜県の北方町も1件含まれます。2. マイナポイントを他人に誤って付与、97自治体121件、美濃加茂市、瑞穂市が含まれます。3. マイナ保険証に他人情報をひもづけ、昨年度まで7,312件、4月以降でも37件。4. 住民票の写しなどのコンビニ交付で別人の証明書を発行、これは4自治体14件。5. カードの顔写真の取り違い、岐阜市、大垣市、中津川市、各務原市、岐南町、これらの市町が含まれます。

上記のように、岐阜県でも8件のトラブルが発生、報告されています。

これらの原因としては、ほとんどが人為的ミスにより起こっているということです。システムや自治体の体制が追いついていないなど、カードの普及を急いだ弊害があらわになったとの指摘がなされています。

しかし、一方で、国や市町村でカードの普及促進が積極的に図られております。総務省が令和2年12月25日付で発表した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画でも重点取組事項にマイナンバーカードの普及促進が掲げられておりますし、垂井町でも第6次総合計画後期5年計画で、テーマ別戦略の重点戦略の重点2にDXの推進による便利で快適なまちづくりとして、住民サービスの質や利便性の向上のために行政サービスのデジタル化が掲げられているところです。

また、マイナポイントの申込みが今年9月末まで延長され、先日、垂井町でも補正予算の対応が行われたところでございます。こういったことから、ますますマイナンバーカードの利用が拡大されていくことが予想されます。

そこで、御質問します。

現在のマイナンバーカードの発行状況はどうか。垂井町ではどの程度普及しているのか。

2. マイナンバーカードの発行や運用でトラブルは発生していないか。岐阜県でも北方町で別人の口座登録、美濃加茂でマイナポイント付与誤り、大垣市では写真の取り違いのトラブル等ありましたが、垂井町ではどうなのか。

3. 人為的トラブルを防ぐための対策はどうか。先日、大垣市でもマイナカード以外ですが、観光情報発信サービスでメールアドレスの流出等がありました。マイナカードだけでなく、DX化全般についての対策としてもお尋ねします。

4. 今後の普及や活用の仕方についてはどのようにしていくのか。マイナンバーカードの普及・活用は。またDX化全般についてはどうか。また、今話題で文書作成に有効な生成AIと言われる人工知能ですけれども、その技術であり、一方で個人情報の無断取得の問題も指摘されておりますChatGPTがございませう。これの導入についてはどうでしょうか。横須賀市では、かなり仕事の効率が上がって早速導入したという報道もありました。こういった最先端技術の導入についてどのようにしていくのか、以上のことについてよろしくお願ひいたします。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、渡辺議員の4つの御質問につきまして、住民課が所管いたしますマイナンバーカードに関連する点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在のマイナンバーカードの発行状況はどうかについてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードについては、デジタル社会の実現に向けた重点計画等において、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指すことが掲げられている国の方針を踏まえ、当町においては、取得を希望される方の手続を円滑にするために申請・交付等専用の窓口を設置し、専属のスタッフを配置して、国の財政支援を受け対応しているところでございます。

御質問のマイナンバーカードの交付状況でございますが、総務省が公表しております令和5年4月30日時点では、全国で8,786万5,814人に交付されており、対人口69.8%の交付率であり、当町におきましては2万212人の方に交付済みで、対人口76.1%の交付率でございます。

続きまして、御質問2点目のマイナンバーカードの発行や運用でトラブルは発生していないかについてお答えさせていただきます。

マイナンバーをめぐるトラブルについては、議員がおっしゃるとおり連日のように報道されており、県内自治体でも確認されている状況でございます。マイナンバーカードを垂井町役場に来庁の上、申請される方については、持参される申請書に記載の氏名、住所、生年月日、性別を本人により確認し、受付時には申請書に印字してありますQRコードを読み取り、写真をタブレットにより撮影します。御自身で写真をお持ちの場合も職員、申請者の両名で顔写真を確認しております。御家族など複数で申請に来庁された場合にも、1人ずつ氏名を申請書と確認しながら順に受付をしております。これまで当町において顔写真の取り違えといった誤りの報告は受けておりませう。

また、マイナンバーカードの運用におけるトラブルにつきましては、マイナポイントに係る部分もございまして企画調整課所管となるところも一部ございませうが、マイナンバーカード関連として私から回答をさせていただきます。

マイナポイントでは、マイナポイントを他人に誤って付与してしまったケースと公金受取口座として別人の口座を登録してしまったケースです。これらは登録用端末を使って登録した際に、直前に手続をしていた申請者の方がログアウトをしない状態で、次の申請者の方がそのままログインをして手続を進めてしまったことが原因とされております。当町におきましてはマイナポイントの申請手続を支援するスタッフが、一人一人の手続終了後にログアウトをすることを徹底しております。

また、最近大きく報道されております家族名義の口座を登録してしまっているケースにつきましては、御自宅のパソコンやスマートフォンなどを使って登録している場合については当町では管理できませんが、垂井町役場に来庁してスタッフが登録を支援している場合につきましては、必ず本人名義の口座を登録するようお伝えしております。

コンビニエンスストアでの証明書の誤交付についても報道がなされております。こちらの事案は、システムの印刷処理管理機能や住民記録システムとコンビニ交付サービスのデータベースの更新管理機能に不具合があり、発生したものとのございます。当町のコンビニ交付システムを運営する事業者は、今回の一連の障がいを受けて、国からの指示によりシステムの総点検をしたところですが、結果、障がいは発生していないと報告を受けております。

マイナ保険証に別人の医療情報をひもづけた案件につきましては、保険者側のデータ入力時の人為的な誤りがあったのではと考えております。当町において誤ってひもづいていたといった情報は、現段階では聞いておりません。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険については、データ連携により細心の注意の下、取扱いをしているところがございます。

御質問3点目の人為的トラブルを防ぐための対策はどうかですが、マイナンバーカードの申請時に申請者御本人と職員で内容等を確認するほか、交付時にも異なる職員間で氏名、生年月日、住所等を確認するほか、カードをお渡しするときにも御本人の方にも確認をいただいております。

御質問4点目の今後の普及や活用の仕方についてはどのようにしていくのかについてですが、開庁時間にお仕事等でお越しいただけない方のためにも、日曜日の受付も継続して窓口を設けてまいります。実施日につきましては広報等でお知らせをしてまいります。

マイナンバーカードの活用としましては、コンビニエンスストアでの証明書交付や、来庁せずに転出ができる引越しワンストップサービスなど、サービス向上につながる情報に注視しつつ、今後、行財政改革推進検討委員会で検討してまいります。

マイナンバーカードは御本人の申請により取得するものではありませんが、様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置づけられていることから、引き続き普及・啓発をしてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、渡辺議員の御質問のうち、3点目でございます人為的ト

ラブルを防ぐための対策につきまして、総務課電算係の取組につきまして、電算関係の取扱業務につきましてお答えをいたします。

本町では、職員が情報セキュリティの重要性を認識いたし業務に当たるため、平成29年4月に情報セキュリティ対策の基本方針、実行に向けた対策基準や手順を定めた垂井町情報セキュリティポリシーを策定いたしております。こちらにつきまして、毎年11月から12月頃にかけて職員を対象に自己点検を行い、職員一人一人が自ら必要な対策を行っているか点検し、さらにこれを毎年繰り返し行うことで情報セキュリティの重要性に関する職員の認識を高め、人為的トラブル防止に努めているところでございます。また、あわせて昨年度、新規採用職員や個人情報取扱事務に従事する職員を対象とした情報セキュリティ研修などを実施いたしたところでございます。

今後も職員がセキュリティ対策の重要性を意識し、住民の皆様にご安心いただけるよう努めてまいります。あわせて、関係課とも連携をしながら取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、4点目の今後の普及や活用の仕方についての御質問のうち、マイナンバーカードの普及・活用とDX全般について、またChatGPTの導入につきましてお答えさせていただきます。

議員からも触れていただきましたとおり、令和5年3月に策定いたしました垂井町第6次総合計画後期5か年計画では、重点戦略の一つとして、DX推進による便利で快適なまちづくりを位置づけているところでございます。国では令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を決定し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すことを掲げています。これを受けまして、本町におきましては本年度、デジタルの力を活用しつつ、社会課題や魅力向上の取組を加速化、深化するため、垂井町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定に取り組んでまいります。その中で、マイナンバーカードの利活用を推進する施策やセキュリティ対策なども検討していくこととしております。

本町が導入する具体的なDXにつきましては、本年度立ち上げました行財政改革推進検討委員会の中で検討することとしておりますが、検討に当たりましては国の自治体DX推進計画の重点取組事項を勘案しつつ、住民の利便性や職員の事務効率化を目指した窓口のDXの検討やChatGPTの導入につきましても、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） るる御回答いただきましてありがとうございます。

マイナンバーカードにつきまして、岐阜県でも8件の市町でトラブル等発生しておりますけれども、垂井町の場合、今までは発生していないということで、やはりこれは職員がるる気を

つけてそういった事務処理をやっていることだろうと思います。

また、今後につきましてもそういったことを引き続き踏襲していただきまして、トラブル等ないようにやっていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

また、今後のDX化ですけれども、やはりデジタル化というものは日進月歩、どんどん進歩してまいります。やはり町といたしましてもそういったものに乗遅れないように、やはり住民のサービスの向上、並びに自治体自体が電算化をすることによって行政がアップしていく、その両輪を進めることによってデジタル化が進むものというふうと考えられますので、引き続き、今年検討委員会を立ち上げられるということですので、それに基づいてさらに進めてやっていただきたいというふうをお願いしまして、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） ただいま議長の発言の許可がありましたので、通告に基づき一般質問を開始いたします。どうかよろしく申し上げます。

まず質問の第1点は、こども園のゼロ歳から2歳児の保育料の無償化とこども園の給食費無償化についてお尋ねいたします。第2の質問は、高齢難聴者補聴器購入費の助成についてお尋ねします。

まず第1、こども園についてですが、早野町政1期目は、小・中学校の給食費の無償化を押し進め、また医療費の無償化を18歳まで引き上げられました。今期目は子育て政策に重点を置かれ、子育てファーストタウン垂井を実現目標に掲げておられます。

私は、今回の町議選立候補に当たり、ゼロ歳から2歳児までの保育料の無償化を訴えましたので、ぜひこの政策を一刻も早く実施していただき、子育てするなら垂井町が1番と言われるように、議会、行政ともに協働して実現していきたいと考えております。

次に、第1番目のこども園についての2つの質問と、その財政・財源提案を行います。

こども園について、2022年度の2つのかかった費用実績をぜひ教えていただきたいと思ます。

次に、この実施予定時期と財源をどこから捻出するのかも教えていただきたい。また、こども園についての財源提案を議員として行います。

提案。2022年度垂井町の財政事情報告によりますと、本町には約30億円の基金があり、そのうち財政調整基金（使い道が自由な基金）を活用して財源を生み出します。現在、財政調整基金は14億760万3,000円あり、そのうち4.3%を取り崩せば財源を生み出せます。2つの費用合計は、概算で決算書でおよそ6,000万円ぐらいとして推測して計算をいたしております。ぜひとも垂井町の人口減少を止める施策の一つとして一刻も早く決断し、実行していただきたいと考えます。

次に、2番目の質問についてであります。

高齢難聴者補聴器購入費の助成についてであります。

高齢による聴力の低下に伴い、会話や他者とのつながりが減り、ひきこもりがちになります。認知症や鬱病の発症にもつながるおそれがあります。こうした生活の質の悪化を防ぐための補聴器購入の助成を本町においてもぜひ取り組んでいただき、子育て世代、高齢者も共に垂井町に住んでよかったと言えるよう、議会、行政協働して取り組む課題であると考えます。

高齢者の難聴に対応する補聴器の購入助成などに踏み出す自治体が急速に増えています。2021年7月の35市区町村から2022年度末の123市区町村へと、僅か1年半で3.5倍に急増しています。岐阜県下では、飛騨市、輪之内町で実施されています。

輪之内町の実施要綱を例として紹介いたします。

対象者は町内に居住している満65歳以上で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、身体障害者手帳、聴覚障がい等の交付を受けている方は除きます。助成額、購入費8万円以上の場合には助成額4万円、購入費8万円未満の場合は購入費の2分の1、100円未満は切捨てです。所得制限はなく、医師の診断書も必要ありません。町指定の販売店、町登録事業者で購入いたします。これが輪之内町のです。ぜひ本町でも、ぜひとも高齢難聴者補聴器購入の助成について御検討いただき、実行されることを切に要望いたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、小宅議員の1つ目の御質問、こども園の保育料無償化と給食費無償化につきましてのうち、実施予定時期等、財源に関しましてお答えをしたいと思います。

私は、町長就任1期目におきまして、令和2年度におきまして中学校の給食費無償化事業と高校生までの医療費の無償化事業、そしてまた、令和3年度には給食費無償化事業の小学校への拡充を開始するなど、これまで着実に子育て支援、教育に関します施策を進めてまいりました。

2期目の町政スタートに当たりましては、住んでよかった笑顔あふれる健幸なまち、子育てファーストタウン垂井の実現に向けて、引き続き少子化対策、子育て支援を掲げ、その中でも特に、こども園の3歳未満児の保育料の無償化、または給食費の無償化につきまして、ぜひとも実現してまいりたいと、そのようにマニフェストにも掲げさせていただいたところでございます。

その上で、議員も御理解をいただいておりますとおり、このような保育料無償化や給食費無償化といった事業につきましては単年度で完結するものでもございません。毎年度継続して支出が伴うものでございます。当然ながら、その財源も継続的に必要になってまいります。したがって、実施予定時期につきましては今後の町全体の事業、施策を見据えながら、いつか実施をしてしまうのか、もしくは複数年にわたり年齢や事業等を区分けしながら計画的に実施するかといったことも含めまして、私の2期目の在任期間の中で、しかるべき時期に着手してまいりたいと、そのように考えております。

また、そのために必要となります財源でございますが、報道によりますと、政府は経済財政運営の指針「骨太方針」案の中で、新型コロナウイルス対策で膨らんだ国の歳出構造を元に戻すこと、そしてまた、コロナ関連の自治体向けの交付金を見直すことなども掲げております。したがって、垂井町といたしましてはこのようなことも念頭に置きつつ、本年度、5年度からスタートしました第6次垂井町行財政改革におきまして事務事業の見直しを行うなど、行政、財政の一体改革を行う中で財源の確保に努めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

また加えて、先ほど午前中にも御回答を申し上げた部分がございますが、全国どこでも住んでいても基本的なサービスが受けられるということは、これはとても大切なことと思っておりますし、併せて子育て家庭への伴走型の相談事業も含めまして、市町村が実施する場合には地方負担分の恒久的な財源確保、人的配置につきましても国の財源をぜひともお願いするべく、陳情、要望をこれからも重ねてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私のほうからは実施時期等につきましての御回答とさせていただきます。

残る補聴器関連、それから1点目の別の質問等々につきましては、それぞれ担当の課長から御回答申し上げますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、1点目の御質問、こども園の保育料と給食費の無償化についてのうち、昨年度の該当費用につきましてお答えいたします。

まず、保育料についてお話しさせていただきます。

認可保育所や認定こども園などの保育料は、原則市町村が保護者の市町村民税、所得課税額に基づいて所得段階ごとに保育料を定めます。一方、幼稚園や認可外保育所などは各施設が利用料を定めています。

また現在、保育料無償化の対象となっているのは原則3歳児から5歳児ですが、3歳未満であっても住民税非課税世帯は無償、加えて一定の所得段階以下の場合や児童の人数などによって、第3子は無償、第2子は半額や無償の対象となっています。

さて、議員御質問の2022年度の保育料、給食費の費用でございますが、町内の公立こども園における本町の園児の保育料は年間2,706万1,330円で、私立の認可保育所や認定こども園などに通園する園児の保育料は683万8,250円ございました。

また、給食費の徴収額は、町立こども園においては主食費、副食費含め1,989万3,580円でございます。一方、私立認定こども園や新制度未移行幼稚園においては、冒頭で申し上げましたとおり金額の決定や徴収は各施設で行っておりますので、町では正確な数字を把握しておりません。しかしながら、給食費無償化の実施に当たっては、町立こども園だけでなく、私立認定こども園や新制度未移行幼稚園などの給食費を検討することとなります。町立こども園以外の

通園児分を月額4,500円として試算しますと680万円ほどと推計されます。

いずれにしても、無償化の実施に当たっては公平性に欠けることのないよう制度設計に留意し、関係施設との調整や施設利用者への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 小宅議員の1つ目の御質問の中で、こども園の保育料の無償化と給食費無償化につきまして、財政調整基金に関する御提案を賜りました。

議員御紹介のとおり、財政調整基金は財政の健全な運営に資することを趣旨といたしたものでございます。本町の財政調整基金の保有額でございますが、新庁舎建設事業や小・中学校への空調設備の導入事業など大規模事業によりまして、令和元年度末の保有額は約5億3,520万円まで減少いたしました。令和2年度以降、臨時的に交付をされた国庫支出金や地方交付税の増額分、また町の事務事業の見直しなどによりまして生じた財源を活用することによって、広報「たるい」6月号の令和4年度垂井町の財政事情でお知らせをいたしましたとおり、約14億760万3,000円まで着実に積立額を増やしてきたところでございます。

この財政調整基金を取り崩してこども園の保育料無償化や給食費無償化事業の財源に充てたらどうかといった趣旨の御提案でございますが、財政調整基金は財源の不足が生じたときのほか、災害に係る経費、あるいは緊急的に実施をする大規模事業などの財源として充てることも併せ目的としておりまして、万一の緊急時に備えて保有をしておくことも大変重要でございます。

また、町には基金とは別に町債もございます。この町債の償還金に当たります公債費は今後増加が見込まれますが、この基金は町債を償還するための財源に充てることも可能でございます。現在の財政調整基金の保有額に対して、こども園の保育料無償化や給食費無償化に必要な経費を比較した場合、単年度など一時的に財政調整基金をこれらの事業の財源に活用することは可能だと思われませんが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、保育料や給食費の無償化といった事業は、建設事業のように単年度や特定の年度のみに支出が集中するような臨時的なものではなく、毎年度継続的、経常的に支出を見込む必要がある事業でございます。あわせて、これも町長が申しましたとおり、先日、政府の経済財政運営の指針「骨太方針」案も示され、今後、国の交付金の在り方なども変わってくるのが想定をされます。

以上のことを踏まえまして、引き続き今後の国の指針や方針に注視をいたしますとともに、次年度以降の町の大規模事業をはじめとした各種施策などを踏まえ、財政調整基金の運用につきましては、積立てのできる時期には確実に積立てを行い、財源に充てる必要がある場合には必要な取崩しを行うなど、適切な管理に努めてまいります。その上で、こども園の保育料、または給食費の無償化を実施するに当たりましては、議員から御提案をいただきましたとおり基金の活用も含めて検討いたし、また本年度から令和7年度までの3年間の第6次垂井町行財政

改革におきまして財源の確保に向けた取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 小宅議員の大きい2つ目の御質問、高齢難聴者補聴器購入費の助成についてお答えをさせていただきます。

補聴器は医療機器であることから、基本的には耳鼻咽喉科の医師の診察を受けた後、必要と判断されたときに購入することとなると思われます。聴力レベルが70デシベル以上の高度難聴や重度難聴の方につきましては、身体障害者手帳を取得することにより補聴器購入の助成を受けることができますが、40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴の方につきましては、補聴器の支給制度はない状況でございます。

中等度難聴の高齢者を対象とした助成制度につきましては、聴力の向上やコミュニケーション能力の向上による社会参加の機会を促すことを目的として、議員が御紹介されました輪之内町をはじめ、現在県下6市町村において独自に実施されていると聞いております。しかし、市町村によっては非課税世帯に限定するなど基準は様々なようでございます。

本町では難聴高齢者の補聴器購入費の助成制度はございませんが、高齢者の方への支援といたしまして、令和3年度には高齢者タクシーの助成制度の対象者を85歳以上から80歳以上へと拡充したことに加え、認知症高齢者等の見守りシールやGPS購入費の助成を開始いたしました。また、令和4年度には要介護高齢者への紙おむつの購入費の助成を開始したところでございます。

今後も限られた財源の中で優先度や必要性などを見極めながら、難聴高齢者の補聴器購入費の助成制度も踏まえ、引き続き支援の拡充に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） ただいまの御答弁ありがとうございます。

骨太方針によって、具体的には基金が取り崩される可能性があるということですかということと、私個人としては高齢者の聴力の補聴器の購入も、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいということと、あと併せまして、時を逃さず断行して、こども園の保育料の無償化と給食費の無償化をぜひとも急いでもらいたいということでございます。

骨太については質問ということになりますので。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 小宅議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げたのは、まだ具体的には分かっておりませんが、国の政策、指針・方針によりまして、これまでの臨時的に交付されてきた国庫支出金などの在り方が変わってくる可能性がございますので、そうなりますと取崩しをしなければいけないということではなくて、今

後その積立てがこれまでのようにできなくなるとか、そういうようなことも想定をして考えていかなければいけないという趣旨で御答弁させていただいたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 質問ではありませんが、先ほど申しましたように、2つの政策要望につきまして、ぜひとも御検討いただいて時を急いでやっていただきたい。私もこの問題については引き続き、次回以降の一般質問にてとか常任委員会でも提案をしていきたいと思っております。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

〔6番 鈴木準二君登壇〕

○6番（鈴木準二君） 質問通告いたしました件について、今から質問をさせていただきます。

初めての一般質問に当たって、私自身が地区まちづくり協議会の設立準備段階から今日まで継続してまちづくりの活動を展開してきた立場から、協働のまちづくりについて5項目にわたって質問をさせていただきます。

1項目めは、垂井町まちづくり基本条例についてであります。

垂井町まちづくり基本条例は、垂井町の最高規範の位置づけがございます。この基本条例は、平成29年、令和3年とまちづくり審議会において見直し作業が行われ、平成29年には、社会情勢は変化しているものの、各条項については町のまちづくりにふさわしいものとしつつも、この答申に合わせて協働のまちづくりの取組に対する6項目の提言、これが提言書として示されております。

令和3年の答申では、現行の各条項については、町のまちづくりにとってふさわしいものであると認められることから条文の見直しは要しないとされつつも、これまで行ってきた取組を検証すること、SDGsも視野に入れた協働のまちづくりに努めよとされています。この令和3年の答申、あるいはこの委員の方からお話を聞く中においても、平成29年の提言について一切触れられていないことから、提言された以下の項目について、どのように評価されているかをお聞きしたいと思います。

1点目、まちづくり基本条例の住民、議会、行政への浸透をどのように図られましたか。

2点目、まちづくり基本条例の運営について、どのように仕組みの整備を図られましたか。

3点目、どのような方法、手段で、まちづくりへの若者や女性の参画を促進されましたか。

4点目、地区センターを地区まちづくり協議会の活動拠点として、どのような整備を行われましたか。

5点目、地区まちづくり協議会への活動支援の充実について、進められた施策を具体的に説明してください。

2項目めに移ります。

基本条例とまちづくり推進室、町まちづくりセンターについてお尋ねいたします。

基本条例の施行に合わせて協働のまちづくりを推進するという母体となるまちづくり推進室、町まちづくりセンター、以下、まちづくりセンターと言わせていただきます、が設置されました。まちづくりセンターの開所式が盛大に行われたことを覚えております。

まちづくりセンターが設置され12年が経過しています。この間、協働のまちづくりにまちづくりセンターがどのように関わってきたかを振り返ってみます。

平成23年、まちづくりセンターは4名体制で発足しました。平成25年までの2年間は、地区まちづくり協議会の設立に奔走されました。平成25年から地区まちづくり協議会が本格的に活動を展開し始めたこと、公民館にセンター員が配置されたことなどから、その指導、相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成に努力される傍ら、公民館から地区センターへ移行させるための様々な取組も奔走されました。結果として、平成29年4月に地区公民館は全て地区センターへ移行いたしました。この間は、生涯学習課の一部職員は企画調整課付というような形で様々なセンターに関わってこられました。

センター長が交代した平成30年から今日までを振り返りますと、行政における協働のまちづくりに対する姿勢が消極的とも取れる迷走状態を見せていると思います。まちづくり推進室が平成31年4月に消滅し、センター長が交代されました。まちづくりセンターは2名体制となり、地区センター、地区センター員の管理を主要業務とするとなりました。地区まちづくり協議会に対しては地域振興係が担当するというふうにされました。

令和3年、またもセンター長が交代すると、同じ2名体制で地区まちづくり協議会も担当する、このようにまた改められました。令和4年にもセンター長が交代し、役場庁舎の移転、中央公民館の解体に伴い、まちづくりセンターは垂井地区まちづくりセンターへ移転することになりました。まちづくりセンターの大きな看板は地域住民の目に触れなくなりました。

令和5年、今年、またもセンター長が交代となりました。

以上の振り返りを基に、まちづくり推進室、まちづくりセンターについてお尋ねいたします。まちづくり推進室をなくしたのはなぜでしょうか。

2点目、まちづくりセンターは、住民主体、議会や行政と協働して運営と公設民営を基本としています。平成30年以降のセンター長の任期の短さ及び業務の在り方などを見たとき、こうした方向へ進んでいるとは思えません。公設民営への道筋をお示してください。

3点目、協働のまちづくりの母体であるまちづくりセンターの看板が住民の目にも触れない場所に設置していることについて違和感を覚えます。庁舎もしくは文化会館、あるいは旧庁舎跡地に新設される施設に設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3項目め、基本条例におけるまちづくり協議会についてお尋ねします。

まちづくり協議会は、基本条例第24条により設置することができると規定されています。条文を素直に読めば、住民の自発的意思により行政と協働して設置するものということができません。

これらを踏まえてお尋ねいたします。基本条例施行後、地区まちづくり協議会以外に住民と

行政が協働して設置されたまちづくり協議会はありますか。まちづくりセンターが設置努力をした結果として実を結ばなかったとするならば、基本条例でいうまちづくり協議会を地区まちづくり協議会とする見直しをする時期ではないでしょうか。

4項目め、地区まちづくりセンターについてお尋ねします。

地区まちづくり協議会の活動拠点としている地区まちづくりセンターは、社会教育法の制約を排除し、使い勝手をよくするために公民館から移行しました。しかしながら、地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例及び地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例施行規則は、かつての公民館設置の条例、規則を焼き直したものであり、社会教育法の制約をそのまま引き継いだものとなっています。ただ1点、地区センターは事業を行えなくなった点のみが変更点となります。

かつての公民館事業は地区まちづくり協議会の事業となったにもかかわらず、行政の皆さんの中にも地区まちづくり協議会の事業を地区センター事業と勘違いされている方も多々いるのではないのでしょうか。さらに、垂井地区まちづくりセンターが旧庁舎跡地の施設に入ると聞いていますが、新施設はL e t ' sたるいが指定管理となるとも聞いています。単純に考えれば、垂井地区まちづくりセンターは不要ということになります。

しかしながら、地区まちづくりセンターの業務のうち、地区センター員の地区まちづくり協議会や体育推進員会、青少年育成協力推進員会などへの支援業務は地区のまちづくりにとって必要不可欠です。一方、地区センター長の必要性が問われることとなります。

以上を踏まえ、地区センターの運営の在り方についてお尋ねします。

地域住民や地区まちづくり協議会での活動、利用領域を広げるためには、設置条例、規則を見直し、文化会館と同様の利用条件とすべきではないのでしょうか。

2点目、垂井地区まちづくりセンターの新施設の移転に伴う変革は、他の地区センターの指定管理やセンター員の在り方に波及せざるを得ないと考えますが、どのように考えておられるのでしょうか。

5項目め、生涯学習・社会教育についてお尋ねします。

生涯学習は、まちづくりの大きな要素と考えています。地区公民館が地区センターへ移行し、令和4年には中央公民館が廃止され、垂井町から生涯学習・社会教育の拠点がなくなりました。他の市町村では公民館とまちづくり協議会が併存し、生涯学習・社会教育をまちづくりの基本に据えて活動を展開していることが多々あります。

垂井町の第6次総合計画には、以下のようにうたっています。生涯を通じて学び、学んだことを地域に還元することで生きがいを持って健康で活力のある暮らしができるよう、福祉・健康分野や地域住民と連携しながら生涯学習環境の充実を図ります。住民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツに携わり、楽しむ機会を充実させ、町民1人1スポーツのさらなる実現を図ります。第3次生涯スポーツ振興計画策定の資料を見ると、現在行っているスポーツ、行ってみたいスポーツ活動の問いに対し、断トツの数値を示しているのがウォーキングです。

以上を踏まえ、生涯学習・社会教育の進め方についてお尋ねいたします。

社会教育法に定める公民館が全てなくなりました。かつて様々な単位で取り組まれていた他の市町村の公民館活動を知る機会が失われています。このことをどのようにお考えでしょうか。

いきいきライフ推進大会は毎年行われてきましたが、いきいきライフ推進要綱は有名無実の実態と推察いたします。今後の垂井町の生涯学習・社会教育の進め方についてお聞かせください。

町民1人1スポーツの核となり得るウォーキングについて、ウォーキング協会を設立し、竹中半兵衛公に関わる史跡などを巡るウォーキングイベントを開催し、全国からウォーキングマニアを呼び寄せるツデーウォークのようなイベントを行いませんか。

以上、5項目にわたる質問をさせていただきました。それぞれ簡潔明瞭にお答えいただければ幸いです。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、鈴木議員御質問のうち、大きい御質問の1点目から4点目につきましてお答えさせていただきます。

初めに、大きい御質問の1点目、垂井町まちづくり基本条例についてのうち、1点目のまちづくり基本条例の住民、議会、行政への浸透をどのように図ったかについてお答えさせていただきます。

垂井町まちづくり基本条例、以下、条例と申し上げます、第27条第1項では、住民、議会、行政は、この条例が町における自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定を守り、規定に従うよう努めるとし、第2項では、議会と行政は、他の条例や規則などを制定したり、改定や廃止をする場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、整合を図ることが規定されております。この規定を遵守するに当たっては、住民、議会、行政への浸透が大変重要であると認識しております。

このことから、本町では、住民に対しましては町の広報やホームページ、出前講座等を活用した啓発に努めるとともに、町職員に対しましては、毎年度、新入職員の内部研修で条例の資料を配付し、研修を行っているところでございます。

条例が制定されました平成23年度の7月、住民、議会、行政協働による垂井まちづくりフェスタが約300人の参加を得て開催され、各小・中学校の代表27人から10年後の垂井町に向けたメッセージをいただき、各校代表1人ずつ、合わせて9人のメッセージをタイムカプセルに投函いたしました。

施行10年目を迎えた令和3年10月には記念式典を開催し、長年協働のまちづくりの推進に御尽力された個人や団体の皆様への表彰や、10年前にメッセージを投函した3名の方に御出席をいただきタイムカプセルを開封していただきました。また、新たに小学校の皆様から10年後の垂井町へ願いを込めたメッセージを披露していただき、タイムカプセルへ投函していただきま

した。このタイムカプセルは、10年後の2031年に開封を予定しております。

条例施行の8年目を迎えた平成30年には、より一層、住民、議会、行政が協働してまちづくりを進めていくために、本条例についてQ & Aの形式で、平成30年10月号の広報から平成31年3月号まで計6回にわたって連載し、条例の浸透に努めてまいりました。

平成30年3月に策定いたしました本町の最上位計画である垂井町第6次総合計画では、条例第13条、総合計画の規定に基づき協働を強く意識するとともに、住民、議会、行政が一丸となってまちづくりに取り組んでいけるよう条例の趣旨を体現する総合計画としています。このことは、まちづくりの様々な施策が条例の基本理念、基本原則が基礎となって行われているということであり、条例の浸透が図られているものと認識いたしております。

次に、2点目の御質問、まちづくり基本条例の運営について、どのように仕組みの整備を行ったかについてお答えさせていただきます。

条例の第7章、協働のまちづくりの推進では、第23条にまちづくりセンター、第24条ではまちづくり協議会、第25条ではまちづくり審議会についてそれぞれ規定しております。この規定に基づき、平成23年4月1日には垂井町協働のまちづくり推進規則を施行し、垂井町まちづくりセンター、垂井町まちづくり審議会の設置について規定をするとともに、平成24年10月1日に施行した垂井町地区まちづくり協議会に関する規則では、地区まちづくり協議会の設置について規定したところでございます。この規則に基づき、町内7地区において地区まちづくり協議会が設立されてまいりました。

また、平成26年4月1日には垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例を施行し、地区まちづくり活動の拠点施設となる垂井町地区まちづくりセンターの設置を進め、平成29年度には全ての地域において地区まちづくりセンターが設置されたところでございます。この条例の趣旨に基づき、各規則の制定を行いながら条例を運営するための仕組みの整備を図ってきたところでございます。

次に、3点目の御質問、どのような方法、手段でまちづくりへの若者や女性の参画を促進してきたかについてお答えさせていただきます。

少子高齢化が地域の中で身近に感じられる状況の中で、これからのまちづくりを議論し取組を進めていくためには、若者や女性の参画が不可欠であると認識しております。町としましては、これまで各地域へ直接、若者や女性の参画の促進を具体的に行ってきたということはございませんが、各地域では、既に様々な分野で事業の企画段階から実施まで、若者や女性、またそれぞれ多様なお立場の方の参画が図られ、様々な観点から議論が行われているものと考えております。

ある地区のまちづくり協議会では男女の構成率が高かったことから、地域の女性に呼びかけをして、その結果、女性が参加してくれるようになったというお話をお聞きしたことがございます。また、私自身、地域での打合せや会議に参加をしておりますと、もっと若い世代や子育て世代などの意見を聞くべきであるとのお声を耳にする機会が大変多くなってきたと感じてい

るところでございます。町が取り組む事業におきましても、常に若者や女性の参画を意識しながら各種事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、地区センターを地区まちづくり協議会の活動拠点として、どのような整備を行ったかについてお答えさせていただきます。

2点目の御質問でも触れさせていただきましたが、平成26年4月1日に垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例を施行し、地区まちづくり活動の拠点施設となる地区まちづくりセンターの設置を進めてまいりました。この地区まちづくりセンターは、従前の各地区の公民館を新たな条例に基づき地区まちづくりセンターとして設置するもので、平成26年度には垂井地区と府中地区、平成28年度には栗原地区、平成29年度には東地区、宮代地区、表佐地区、岩手地区で設置され、全ての地域で地区まちづくりセンターが設置されたところでございます。

次に5点目の御質問、地区まちづくり協議会への活動支援の充実について、具体的な施策の説明をにつきましてお答えさせていただきます。

垂井町地区まちづくり協議会に関する規則第4条では、地区まちづくり協議会の事業を生涯学習事業、地域ふれあい事業、協働のまちづくり推進事業、その他地区協議会の目標を達成するために必要な事業とし、垂井町と教育委員会と相互に協力しながら活動することと規定しております。平成25年4月には、垂井町地区まちづくり協議会連絡会規約を施行し、各地区まちづくり協議会長で構成する連絡会を立ち上げ、構成員相互の情報交換及び情報共有、まちづくり推進のための講習会、研修会の開催などの事業を行いながら、各地区まちづくり協議会相互の理解と協力、連携を深めてきたところでございます。

これらの事業を推進するに当たりましては、町といたしましても各地区まちづくり協議会で行われる各種事業への協力や参画、交付金や補助金による財政的な支援などを実施しているところでございます。今後も各地区まちづくり協議会の皆様と情報共有や意見交換をさせていただきながら支援の充実に努めてまいります。

続きまして、大きな御質問の2点目、基本条例とまちづくり推進室、町まちづくりセンターについての1点目、まちづくり推進室をなくしたのはなぜですかについてお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、条例が施行された平成23年度から30年度までの8年間にわたり、企画調整課内にまちづくり推進室が設置されておりました。このまちづくり推進室では、まちづくり基本条例に基づき、まちづくり審議会、まちづくり協議会、協働のまちづくりに関する事務を担ってまいりました。まちづくり推進室が設置されておりました期間には、条例施行の初年度であったことはもちろんのこと、先ほども触れさせていただきましたとおり、条例第23条のまちづくりセンター、24条のまちづくり協議会、25条のまちづくり審議会の推進と垂井町協働のまちづくり推進規則、垂井町地区まちづくり協議会に関する規則、また垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例や、同条例施行規則を制定し、この規定に基づきなが

ら各地域と連携した協働のまちづくりの推進体制の構築と運営を担ってきたところでございます。

このような取組を進める中で、平成25年度には全ての地域に地区まちづくり協議会が設置され、各地域で本格的な活動が始まったこと、また平成29年度には全ての地域で地区まちづくりセンターが設置され、7地区の推進体制が整ったことを踏まえまして、平成30年度をもってまちづくり推進室を廃止したところでございます。

本町では、大きな事業を進めるに当たって事業の準備段階から運用が安定するまでの間、準備室を設置することが多くあります。現在も企画調整課内に行政改革・デジタル推進室が設置されております。

次に、2点目の御質問、まちづくりセンターは、住民主体、議会や行政と協働して運営と公設民営を基本としていますが、平成30年以降のセンター長の任期の短さ及び業務の在り方などを見たとき、こうした方向へ進んでいるとは思えません。公設民営の道筋をお示しくださいますについてお答えさせていただきます。

議員御質問にありますとおり、条例第23条まちづくりセンターの規定では、第1項に協働のまちづくりを推進する母体として垂井町まちづくりセンターを設置すること、第2項では、センターは住民主体となり議会や行政と協働して運営を行うものと定め、公設民営型の設置が想定されているところでございます。また、第3項では、センターは協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとし、垂井町協働のまちづくり推進規則第3条、センターの事業の規定では、第1項において協働のまちづくりを推進するため次に掲げる事業を行うものとし、相談と助言に関すること、情報の収集と提供に関すること、交流の推進に関すること、人材の育成に関すること、条例第24条に規定するまちづくり協議会の育成に関すること、地区まちづくりセンターとの連携及び地区センター相互の連絡調整に関することと規定しております。

公設民営に当たっては、議会や行政と連携した運営はもちろん、地域の皆様や各地区まちづくり協議会、また各地区まちづくり協議会を構成する各種団体の皆様、そして何より議員の皆様にお理解をいただけるような住民団体等を選定する必要があります。公設民営に移行する手法はいろいろとあると思いますが、今後も条例の規定に基づき、垂井町まちづくりセンターの住民主体の運営方法について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、協働のまちづくりの母体であるまちづくりセンターの看板が住民の目に触れない場所に設置していることについて違和感を覚えます。庁舎もしくは文化会館、または旧庁舎跡地に新設される施設に設置すべきと考えますが、いかがでしょうかについてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり垂井町まちづくりセンターは、これまで中央公民館を活動の拠点としておりましたが、中央公民館機能が現在建設中の旧庁舎跡地にぎわい創出施設に統合されることに伴い、中央公民館の建物が解体されましたことから、現在は垂井地区まちづくりセンター内

に事務所を設置いたしまして各種事業に取り組んでいるところでございます。

今後の垂井町まちづくりセンターにつきましては、令和3年3月に策定されました垂井町庁舎跡地等活用基本計画（第2版）では、庁舎東館へ移転する方向性が示されております。その庁舎東館につきましては、今年度、庁舎東館改修工事基礎調査等業務の実施が計画されておりますことから、その調査結果等も踏まえながら、また垂井町まちづくりセンターが担う役割をしっかりと認識する中で移転先の検討を進めてまいります。

続きまして、大きな3点目の御質問、まちづくり協議会についてのうち、1点目の条例施行後、地区まちづくり協議会以外に住民と行政が協働して設置されたまちづくり協議会はありませんかについてお答えさせていただきます。

条例24条で定めるまちづくり協議会は、身近な課題はできるだけ住民に近いところで主体的に考え、対応を解決するための住民自治を充実強化する具体的な仕組みであると捉えています。御質問の地区まちづくり協議会以外に住民と行政が協働して設置されたまちづくり協議会につきましては、現在まで垂井町まちづくりセンターに登録されたまちづくり協議会はありません。

次に、2点目の御質問、まちづくりセンターが設置努力をした結果として実を結ばなかったとするならば、まちづくり協議会を地区まちづくり協議会とする基本条例の見直しをする時期ではないでしょうかについてお答えさせていただきます。

条例の第24条第1項では、住民は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会を行政と協働して設置することができるものと規定し、第2項では、協議会は、地域や分野別の課題解決や町の特性を生かしたまちづくりの推進に取り組むものと規定しています。この条文の趣旨からも、ここで定めるまちづくり協議会は、先ほども触れさせていただきましたとおり、身近な課題に対応、解決するため、住民自治を充実強化する仕組みと捉えています。このため、この第24条を地区まちづくり協議会に限定するのではなく、町全体の課題や各地域それぞれの課題、また分野別の課題に対して、住民の皆様が柔軟な発想で課題に取り組むための体制を構築できる仕組みとして今後も整理しておく必要があると考えております。このため、今のところまちづくり協議会を地区まちづくり協議会とする条例改正は考えておりません。

次に、大きく4点目の御質問、地区まちづくりセンターについてのうち、1点目の地域住民や地区まちづくり協議会での活動、利用領域を広げるためには、設置条例、規則を見直し、文化会館と同様の利用条件とすべきではないでしょうかについてお答えさせていただきます。

垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例第1条では、地域コミュニティの醸成、生涯学習の推進、福祉の増進のため、その地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していくための地区まちづくり活動の拠点施設として垂井町地区まちづくりセンターを設置すると規定しています。また、同条例施行規則第17条では、地区センターの分掌事務を地区センターの管理運営に関する事、地区まちづくり協議会に関する事、青少年育成協力推進員及び体育推進員に関する事、各種団体等との連絡調整に関する事、その他、地区センター

に関することと定めています。

現在、この規定に基づき、各地区まちづくりセンターが地域の様々な活動に有効的に利用され、適切な運営がなされているものと認識いたしております。今のところ、この規定により地域の皆様の様々な活動が制限され、支障を来しているとのお話は伺っておりませんが、議員御指摘の今後の活動、利用領域を広げることに关しましては、各地域の皆様の御意見をお聞きしながら調査・研究をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、垂井地区まちづくりセンターの新施設への移転に伴う変革は、他の地区センターの指定管理やセンター員の在り方に波及せざるを得ないと考えますが、どのように考えておられるのかについてお答えさせていただきます。

現在の垂井地区まちづくりセンターの建物は昭和50年に建築され、老朽化が著しく、耐震性能がないことから、旧庁舎跡地等活用基本計画（第2版）の中で新たなにぎわい創出施設への移転の方向性が示されているところです。そのにぎわい創出施設は、現在、令和6年4月のオープンに向けて着々と建設が進められており、垂井地区まちづくりセンターにつきましてもオープンに合わせて移転を予定しております。

垂井地区まちづくりセンターは、にぎわい創出施設の1階に事務所を配置し、2階の一部の会議室等を垂井地区まちづくりセンターが貸出しを管理する施設として、にぎわい創出施設内での垂井地区まちづくりセンターとしての位置づけを明確にまいりたいと考えております。

このにぎわい創出施設は様々な機能が集約された複合施設となりますことから、垂井地区まちづくりセンターがこの施設の中でこれまで担ってきた地域のまちづくりの活動拠点としての役割を十分果たすことができるよう、施設管理や運営方法等について関係団体等との協議を進めているところでございます。また、移転に伴い必要となる関係条例や、規則の改正に向けた準備を進めてまいります。

議員御指摘の垂井地区まちづくりセンター移転に伴う他地区センターへの波及につきましても、今のところ大きな影響はないと考えておりますが、今後、新たなにぎわい創出施設内での運営や活動を進める中で課題等が生じた場合には、地域の皆様の御意見をお聞きしながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

一方、全町的な公共施設の観点からは、今後も公共施設の統廃合等についての検討が進められてまいります。にぎわい創出施設のような住民機能や行政機能を集約した新たな複合施設の設置や、公共施設の用途を変更して新たな機能を持った施設に生まれ変わらせるなど、様々な可能性の検討がなされてまいります。今回の垂井地区まちづくりセンターの複合施設への移転が先進事例となるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

鈴木議員には、これまで地区まちづくり協議会の設立準備段階から様々な形で協働のまちづくりに御尽力をいただいております。その思いから、今回、垂井町まちづくり条例に関連する多くの御質問をいただきました。今回、御質問の中でいただきました御指摘や御提言をしっかりと認識し、地域を取り巻く状況や社会情勢に適合するために必要な見直しを検証し、住

民、議会、行政が一体となって引き続き協働のまちづくりの推進に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 鈴木議員から、生涯学習・社会教育に関わりまして3点御質問をいただきました。

私からは2点目の御質問、今後の生涯学習・社会教育の進め方についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、各学級講座合同開講式、閉講式をいきいきライフ推進大会として開催してまいりました。しかし、これまでいきいきライフ推進大会としていることの意味や意義を十分に説明しないまま行ってきたと私も課題意識を持っておりました。

そこで、今年度の各学級講座合同開講式におきましては、議員御紹介のいきいきライフ推進要綱と構想に基づいて行われていること、健康で充実した生きがいのある人生を送るために生涯を通じて学び続け、その触れ合いによって共に支え合える地域づくりを目指すこと、乳幼児期、小・中学校期、青年期、成人期、高齢期のライフステージのそれぞれの段階に応じて充実した学びができる環境を整えることが重要であること、そのため家庭教育、幼児教育や学校教育、社会教育の充実にご尽力いただいている園長、校長、PTA、社会教育委員等の御出席をいただいていることなど、主催者挨拶の中でお示しをしたところです。

今後も機会を捉えて周知しまして、有名無実にならないようにしてまいりたいと考えております。こうしたいきいきライフの推進は、生涯学習そのものの推進であると認識しております。また、生涯学習は、学びを提供する家庭教育、学校教育、社会教育のそれぞれが充実することにより一層充実するものと考えております。

そこで、本町では家庭教育支援チームを平成23年度に設置し、家庭教育の充実を図ってまいりました。学校教育におきましては、幼児教育や高校教育との十分な連携を図りながらコミュニティスクールとして地域の教育力をお借りするなど、その充実を図っているところでございます。

さらに、生涯学習の中核を担っている社会教育に関わりましては、各地区まちづくり協議会会長様はじめ各地区の皆様、教育委員会の策定します垂井町社会教育の方針と重点について御理解をいただき、生涯学習活動、スポーツ活動などの推進に多大なるお力添えをいただいております。

さて、平成30年12月21日、中央教育審議会は、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についての答申を取りまとめました。この答申では、今後人口減少など社会の大きな変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されていると述べております。例えば、本町では青少年健全育成のための取組として、また家庭、学校、地域社会での道徳教育の推進のための取組として、あったかい言葉がけ運動を進めています。毎月、広報「たるい」で

紹介をしておりますが、広報紙を通じて広く紹介する取組を長年継続していますのは、岐阜県内で垂井町と、あと一つのまちだけでございます。また、昨年度は合計で8,122作品の応募をいただきましたが、この数は西濃地区全体の応募数の約3分の1を占めております。さらに、取組を始めました平成25年度が1,968作品でしたので、作品の応募数は4倍以上増加しております。垂井町の人口は、平成25年度から現在に至るまで約二千数百名減少している中での4倍以上の増加ですので、このことはこれまでの社会教育の一つの成果を現していると考えております。

学校教育におきましては、どの学校もふるさと教育を進め、4年連続して全ての学校が岐阜県ふるさと教育優秀校として表彰を受けてまいりました。また、各地区まちづくり協議会では各地区の特色を生かした地域子ども教室を開催していただいております。人口減少時代を担う子供たちが学校教育と社会教育を通じて地域に幅広いつながりを持ち、地域への愛着や誇りを育んでいると実感しております。これも成果であると捉えています。

今後も各地区まちづくり協議会との緊密な連携を図りますとともに、垂井町内で社会教育にお力添えをいただいております多様な団体や幼児教育、学校教育との連携を図りながら社会教育を進めてまいる所存です。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 議員及び執行部に申し上げます。

執行部の答弁中に制限時間40分に到達いたしました。執行部の答弁が終わった時点で質問を終了いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、鈴木議員の5つ目の御質問、生涯学習・社会教育について、1点目と3点目につきましてお答えさせていただきます。

1点目、社会教育法に定める公民館が全てなくなり、かつて様々な単位で取り組まれていた他の市町村の公民館活動を知る機会が失われていることをどう考えるかという御質問でございます。

西濃地区には公民館相互の連絡協調を図り、その活動の充実・発展に寄与することを目的に西濃地区公民館連合会という組織があり、同様に、岐阜県においても岐阜県公民館連合会が設置されています。令和4年9月議会定例会におきまして、垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について議決を賜り、令和4年11月末をもって中央公民館を閉館したことにより町内の公民館はなくなりました。しかし、先ほど申し上げました西濃地区公民館連合会及び岐阜県公民館連合会には引き続き私が出席させていただき、他市町と公民館活動に関する情報交換を行っております。

今後につきましても、公民館連合会をはじめ社会教育における課長会議や担当者会議、研修会に積極的に出席し、そこで得ました有益な情報につきましては、各地区まちづくり協議会における事業と地区まちづくりセンターの設置目的を勘案しながら、垂井町地区まちづくり協議

会連絡会をはじめ様々な機会を捉え情報提供させていただきます。

3点目。町民1人1スポーツの核となり得るウォーキングについて協会を設立し、竹中半兵衛公に関わる史跡などを巡るウォーキングイベントを開催し、全国からウォーキングマニアを呼び寄せるイベントを行いませんかについてお答えいたします。

ウォーキングは、生活習慣病や生活機能の低下を予防するために有効で手軽にできる運動であると認識しております。また、ウォーキングは費用をかけず誰もが参加することができるものであり、議員もおっしゃるとおり町民1人1スポーツの核となるものと考えております。

議員御提案の竹中半兵衛公に関わる史跡などを巡りながら行うウォーキングイベントは、町内外問わず参加される方々にとって、垂井町の自然に触れ、歴史・文化を知っていただくことができ、本町の魅力につながるものと考えます。町では、これまでも町民の健康、体力の保持と増進、スポーツを始める機会の提供を目的に、南宮・菩提両山ウォークを開催しておりますので、今後、その内容を充実したものにできるよう関係団体と協議・検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君）　しばらく休憩いたします。再開は15時5分といたします。

午後2時47分　休憩

午後3時05分　再開

○議長（若山隆史君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番　中川泰一君。

〔2番　中川泰一君登壇〕

○2番（中川泰一君）　ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容としては、市街化調整区域の都市計画の見直しについてです。

昨年8月に岩手地域アンケートの結果が発表されました。調査の目的は、人口減少と高齢化が進む岩手地域コミュニティの維持の課題解決に向けて、地区計画などを想定した持続可能なまちづくりの取組を地域とともに進めていくためのアンケートの実施でした。その結果、今後のまちづくりに向けて、住み続けたいまちのために重視するということでは、安心・安全に暮らせる環境づくり、身近で買物ができる店の誘致、公共交通の利便性の確保と地域住民がとて今必要としていることでした。

地域住民はこの地域に暮らしていきたいのですが、とても問題が山積しているということです。それは、建物を建てる際には建築制限があり、農家住宅、農業用倉庫、分家住宅、ドライブイン等は建てることはできますが、その他のものは建てられないということです。

また、市街化調整区域に住む住民は、住宅を計画するときに制限があり、母屋は1軒しか持てないとか、同じ敷地内の離れ住宅なら母屋と同じ用途のものが設備できない。要するに、母屋に台所、トイレ、浴室があるとしたら、離れ住宅にはそのうち2つの設備しか備えられない

ということです。建築条件があり、不便もあります。

また、土地の購入時には、農地を耕作しているか農地を所有しているかという条件もあります。このような縛りという条件の中、市街化調整区域の地域の方々は、様々に祖先からの財産を守るために努力してまいりました。

今日、垂井町の人口も5月現在2万6,136人と人口減少が課題となっている中、市街化調整区域の岩手・栗原地区の人口は、岩手地区で2,068人、栗原地区では1,067人と人口減少しております。特に小学校では、現在岩手小学校には67人、合原小学校では46人と児童が少なく、学区もなくなりそうな気がします。そして、後期高齢者の割合が増え、空き家、空き地、耕作放棄地等の増加が予想されます。

やはり市街化調整区域の見直しまたは地区計画を行い、新しい仕組みづくりを推進し、誰でも住みやすく、住宅が建てやすい環境づくりが大切かと思えます。計画を立てることによるリスクも出る可能性もあると思いますが、これ以上は先延ばしはできません。今後、市街化調整区域におけるまちづくりをどのように進めていくか、またどのように計画されていくかをお伺いいたします。

以上、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、中川議員の御質問の市街化調整区域の都市計画の見直しについてお答えをさせていただきます。

市街化調整区域におけるまちづくりにつきましては、垂井町都市計画マスタープランの重点戦略の中で、市街化調整区域での地域コミュニティ維持のための対策として位置づけられております。議員御指摘のとおり、栗原・岩手地域においては人口減少が著しい状況となっておりますので、昨年度から本格的な取組に入ったところでございます。

その取組につきましては、昨年3月からまちづくり勉強会などを開催し、都市計画制度や地区計画制度について説明を行いながら意見交換をさせていただき、意識の醸成を図ってまいりました。

8月には両地域の全世帯を対象にアンケート調査を実施し、地域の課題などの洗い出しを行ったところでございます。特に岩手地域のアンケート結果では、実に7割を超える方が「このまま地域に住み続けたい」と回答される中で、安心・安全に暮らせる環境づくり、身近で買物ができる店の誘致、公共交通の確保などを今後のまちづくりの課題として上げられました。その一方で、少数ではございますが、転居・転出したいという方におかれましては、地域活動の煩わしさを生活上の問題点として上げるなど、地域のまちづくりの課題は多岐にわたっております。

さて、議員御質問のどのように進めていくのかという点でございますが、現状の都市計画の規制の状況などを少し触れながら述べさせていただきます。

本町の都市計画は、昭和46年に大垣都市計画区域を周辺市町と形成し、区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の設定を行い、この線引きの中で今日までまちづくりを進めてまいりました。昭和40年代といえは都市化が急速に進んだ時代であり、無秩序な市街化を抑制するため昭和43年に新たな都市計画法が施行され、本町におきましても今の線引き都市計画の形を選択するに至ったものであります。

高度経済成長の時代における人口増加、産業の発展に伴い、無秩序な都市形成になり得た時代にあつて、今の秩序ある町の形態を見ますと、線引き都市計画は本町の発展に大きな役割を果たしてきたと言えるのではないのでしょうか。また、この時代の栗原・岩手地域におきましては、線引き都市計画の中にもありながらも人口は増加いたしておりました。

現在、両地域の人口減少は著しい状況ではございますが、その要因は線引き都市計画だけが要因ではなく、ほかにも要因があるのではないかと、単に線引きを廃止するだけで本当に地域コミュニティの維持につながるのかといった懸念もございます。

よつて、町におきましては、都市計画法に基づく地区計画制度を活用しながら地域コミュニティの維持に向けた取組を進めることといたしました。この地区計画は、市街化調整区域の性質を変えない範囲において地域の特色や事例をくんで、計画の目標、対象とする区域及び建築用途をはじめとする建築のルールを組み立てていくものであります。地区計画の策定に当たつては、地域としてどのような地域にしたいのか、地域の思いを地域で語つていただきながら区域やルールなどに反映し、これを最終的に地域において意思決定していただくことが大変重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、これ以上先延ばしができない中、どの程度議論に時間を要するか分かりませんが、地区計画を策定する上で非常に重要な部分でもありますので、今後しっかりと議論してまいりたいと考えております。

また、計画はどのように行つていくのかという点でございますが、この地区計画の策定については先ほど申し上げましたように、計画の目標、対象とする区域及び建築用途をはじめとする建築のルールなどを定めるとともに、指定する区域内の地権者の皆様との合意形成を図る必要がございます。あわせて県との下協議を行う必要もあり、これらにおおむね1年から2年程度時間を要すると考えております。その後、地域から町へ地区計画の案を提出していただき、その案に基づき県との本協議や垂井町都市計画審議会などの手続を行つていく必要がございます。よつて、都市計画決定までにはおおむね1年程度を見込み、これらを段階的に進めてまいりますと約3年程度の時間を要すると考えております。

地区計画はつくり出すことが目的ではなく、まちづくりの取組における手段の一つであり、これがゴールではありません。都市計画以外の分野においても課題を整理しながら、地域の皆様と一体となつて地域コミュニティの維持に向けた取組を今後も進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 答弁ありがとうございました。

市街化調整区域の都市計画を見直しというのは、大変大変なことだと私自身も思っていますが、これを見直したということで子供たちが増え、また人口が増えるという可能性は定かではないかとは思いますが、やはり私ら調整区域に住んでいる住民は、20年も30年も前からこういう話が出ていて、「ちっとも進まないんやないか」「どうなっとるんや」といつも声をかけられます。

昨年6月の議会に、元同僚でありました方が議会で同じような質問をされております。その折には町長は、岐阜県で初めての試みだということで、時間がかかる。そして、それから県に行って打合せをして、それから県の都市計画審議会にかけて、それから話を進めるということをお聞きしました。昨年の6月でもう1年たっておりますけど、今、栗原地区とか岩手地区で勉強会を進めておりますが、いまだ少し進んでおるような状態で、私はとても進んでおる状態ではないと思っております。これから先、2年も3年もかけてこの都市計画を進めるのをスピード感を持ってやっていただきたいんですけど、地域の方の御意見もいただかないかということで、何かお考えはありますか、質問させていただきます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 中川議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、議員のほうもおっしゃられましたように、この地区計画につきましては既存集落活性化型地区計画ということで、岐阜県内でも初の試みということで、現在、岐阜県の担当課と一緒に情報を共有しながら進めております。

昨年度から本格的な取組に入ったと先ほど私申し上げましたけれども、実際、栗原・岩手両地域のまちづくり協議会、そして自治会の皆様との勉強会、そして、こちらから今度は具体的に議論に入るために、両地域においてコアメンバーという、要は集中的に議論ができるメンバーの選定をお願いしたところでございます。

現在までの進捗状況におきましては、栗原地域におきましては年明けに10名の方がコアメンバーとして選定されまして、2月に第1回の会議、3月に2回目、先月に3回目、実は明日ですけれども、第4回目の会議を予定いたしております。

そして、第3回目の会議のほうで栗原地区のコアメンバーからの意見を少し御紹介させていただきます。その中で様々な御意見があったんですけども、地域外の人が住宅を建てられるようにして地域外から人を呼び込みたいでありますとか、大切なのは誰でも住むことができる場所の整備と併せて住みたいと思える魅力の発信ですよとか、あともう一点、地区計画の目標を設定するためには栗原地域のビジョンを明確にする必要があるよねとか、そういった様々なコアメンバーさんからの意見をいただいております。そういったものを集約する中で、先ほど私申し上げましたように、地域でしっかりと語り合っていて、それを形として原案にした上で、その原案を町のほうに提示をしていただくと。これをもって、併せて県との下協議でありますとか法に基づきます協議を行っていきたいと考えております。

ですので、地域と行政が一体となって同じベクトルの下、同じ方向性を持ってこれから進めてまいりたいと考えております。よって、栗原・岩手地域それぞれの地域の特性はあろうかと思えますけれども、その辺りを十分私どももしっかりと取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 御答弁ありがとうございました。

やはり地域での意見がまとまらないと進まないということが実情なのかなあと今思いましたけど、栗原地区は早くコアメンバーを集めてやっておりますけど、まだ岩手地区はコアメンバーとか、前の勉強会のときは、連合自治会長とかその他のメンバーで勉強会をやられたと思うんですけど、岩手に帰って早速そういうこともやっていきたいなどは思っております。

ぜひこの地区計画、やっぱり成功させたいもんで、今年度中には何かとした形として残したいなと思っておりますので、皆さん協力よろしくお願いします。そして、地域が活性化するように、住民が住みやすい町をつくるために目指していきたいと思えます。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

垂井町議会議員になって初めての登壇でございますので、どのような質問にするかはとても迷いました。しかし、地元の皆様の声をお届けするという役割を考えましたところ、やはり不破の滝に関する質問をしようと思えました。不破の滝の現在の状況を憂う声や御相談が非常に多いからです。

まずお尋ねしたい1つ目は、不破の滝の現状についてです。

現在は立入禁止になっていて不破の滝を見ることができません。現在の不破の滝の現状はどうなっているのかをお尋ねします。

次に、この質問をするに当たり、過去の一般質問の議事録を読み返しました。そこで、滝に関わる一部の土地が私有地であり、発電装置については法的に問題ないことは理解しております。また、景観については個人の感覚に左右される部分もあり、一概に結論が出せないことを承知しております。そのことを全て踏まえ、現状を受け止めた上で、垂井町としてすべきことはないのかを質問いたします。

そこで、何かヒントになることはないかと思い、養老の滝に行ってみました。そこで、久しぶりに滝つぼの近くまで登りました。その滝の美しさに安堵し、水しぶきを浴び、自然の涼を感じました。ぜひこういう体験を不破の滝でも味わえたらと考える人は多いのではないのでしょうか。

そこで、養老の滝についてですが、私がごくごく子供の頃は、本当に小さい子供の頃ですね、滝つぼの近くまで入れたような記憶がございます。でも、今では手前に白いロープが張られ、

中には入れないようになっております。このように、時代に合った対応をしながら観光地として人を受け入れる方策がないのかを模索する必要があると考えます。

先ほども申しましたように、不破の滝は手前に通行止めがしてあり、滝を見ることができない状況になっています。落石の心配があるため仕方ありませんが、安全な場所から滝を見ることは可能なはずで、私有地でない部分に道路工事をするなどして長く愛された滝を鑑賞できるような方策を取ることもできると考えます。また、景観については一概に結論が出せないため、まずはこの現状のまま滝を見ることができるようになることが先決ではないかと考えます。

子供の頃から慣れ親しんだ滝の現状を皆さんに見ていただき、このままで問題がないという結論に達する可能性もあります。また、そうでない場合は、滝の将来をより多くの人々の見識により判断することで、より具体的な提案が出せる可能性があります。

また、私有地であるから制限される部分があるとすれば、土地を買い取ることも視野に入れてはどうでしょうか。地域の特性や場所によっても違いますが、一般的には土地の購入価格は下がっていると認識しております。

いずれにしても、お金と時間のかかることですので、しっかりと議論して不破の滝の将来を垂井町の皆様と共に考えていく必要があると考えます。議論の結果がどうであったとしても、まずは議論のテーブルに載せる価値があると考えています。今すぐに結論の出ることではなくても今から考えていかなければ間に合いません。

早野町長は、給食費の無償化をはじめ子育て世代に手厚い政策を実現しておられます。伝説のある不破の滝を次世代に何らかの形で残し、そして継承していくことも、これと同じぐらい大切なことではないでしょうか。

空き家は人が住まなくなると朽ち果てるのも早いと聞きます。人が住み、人が手入れをすることにより家の寿命も長くなるように、観光地も同じく、危険を回避できるような方策の中で大切にしていけることにより、人々が訪れ、人々に磨かれ観光地としての輝きを増すのではないかと考えております。

そこで、早野町長にお尋ねします。

何物にも代え難い不破の滝の価値を鑑みたとき、議論のテーブルにしっかりと載せ、今からでも議論していく必要があると考えますが、早野町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 江上議員の御質問、不破の滝の今後について問うについてお答えをさせていただきます。

まず滝の現状はどうなっているかにつきましては、5月下旬頃、不破の滝に続く林道東谷線におきまして不法投棄が発生いたしました。その際、周辺確認のため林道舗装部終点から不破の滝をうかがいましたが、現在は滝の手前で柵が設置してあり、私有地のため勝手に柵を越え

て見ることはできず、周辺樹木の繁茂のため滝本体及び周辺はうかがい知ることができない状況でありました。これは議員が把握されている状況と同じであります。

続きまして、滝の景観を楽しむために垂井町としてできることはないかと、買い上げることにより管理がしやすくなるのではないかにつきましては、令和4年7月、新聞紙上に「人気の滝に発電水車」と題し、景観に問題なし、県が判断、観光客が憤りという記事が掲載されました。記事の内容としましては、不破の滝に水車型の発電装置が設置されたことにつきまして、県の考えに地元からは疑問がこぼれるとし、設置者は私有地に土地所有者の許可を得て正当に工事を進めていると反論しているものであります。その際、町としましては数件の御意見をいただいたところでありますが、それ以後は特にいただいておらず、時折、不破の滝に行けないのはどうしてかという問合せをいただいております。

その後、電力会社が水車型の発電装置に必要であるとしまして、地元地権者等の同意を得て林道沿いに電柱が建設されていますことから、地元でも事業に対し御理解いただいているものと思われま。

今回、今後のヒントになることはないかと思い、養老の滝を視察していただいたというお話でございますが、養老の滝につきましては滝本体が国や県の所有であり、周辺も県の都市公園で、県が主体となって整備されているものと認識しております。

一方、不破の滝につきましては、滝本体も含め周辺は私有地であり、整備をするためには地権者の同意が必要となります。

また、先ほどの新聞記事の論調からしても、議員がおっしゃられるとおり景観は個人の感覚に委ねられている部分もあるかと思いますが、今回はその景観が観光的観点から議論となっていると認識しております。そのため、水車型の発電装置が設置してあります不破の滝を鑑賞するために、地権者の御理解を得て公費を投入して整備することにつきましては、なかなか住民の皆様の御理解が得にくいのではないかと考えられます。

このほか、議員からは買い上げてはどうかという御提案をいただきましたが、もし町として購入させていただくのであれば、水車型の発電装置を撤去した以前の不破の滝の形でないとリスクが大きいと考えられ、議会の御理解をいただくにしても現状のままで購入は難しいと思います。

また、あくまでも一般論でございますが、水車型の発電装置設置者としましても装置設置にそれなりの投資をされていることが予測されますため、交渉に乗られたとしましても大変難しいものになると推察されます。いずれにしましても相手がおられる問題でありますので、相手抜きに議論できるものではありません。

最後に、滝の将来について議論のテーブルにのせ、町民の皆様と一緒に考えていくべきではないかにつきましては、これまで御質問にお答えしてまいりましたが、どちらにしましても私有財産であります。以前の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、所有者の御意向がこれまで観光による地域貢献を行っていきたいという思いであったものが、水車型の発電装

置を設置して地域活性化に貢献したいという違う方向に向かわれた以上、さきの新聞記事におきましても、たとえ国が指定した自然公園内であっても土地所有者の意向が優先され、自治体が装置の撤去を命じることは難しいだろうと大学教授のコメントが掲載されていますとおり、町といたしましてもこれ以上手段を持ち合わせていないのが現状であります。

今後、町といたしましては、不破の滝の有用性につきましては議員と同じく十分理解しておりますが、一方、現在は所有者等が管理されておられますので、県とともに動向を注視してまいりたいと考えております。

議員におかれましても、今回の質問におきまして議員の不破の滝に対する思いは十分伝わってまいりましたので、今後ともぜひ御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 早野町長に率直にお尋ねしたいと思えます。

私の下には不破の滝を憂う声や残念に思う声がたくさん届いております。早野町長の下には、直接、間接を含め届いておりませんか。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 改めて今御質問されますと、どうだったかなということで今思っているところがございますが、ひょっとして数年、ここ1年ぐらい前後ぐらいにはなかったような気がいたしておりますが、設置された前後ぐらいにひょっとしてあったかも分かりません。ちょっと記憶に定かじゃございませんが、頻繁に記憶に残るほどの件数が私のほうへ来ているということにはなかったように思っております。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） やはり早野町長の下には届いていないということで、私の下にはたくさん届いておりますので、これをしっかり届けていく、その責務を今感じたところがございます。

そして、質問でございますが、事業といいますと生き物のようなものでございまして、一旦決めたものがそのまま永遠にいくのではなくて、その事業の状態を見て方向転換をしていく、そういった一面が事業にはございます。1年前のときにはその発電のほうに方向転換されたというふうに伺っておりますが、もしかしてその事業が今も同じように発電の目的にされているかどうかということは問い合わせてみないと分からない部分でもございますし、そういった意思があるのであれば尊重するのは当然のことではございますが、その事業者の方、地主の方、垂井町の皆様、垂井町の不破の滝を愛する方、この三方がよくなるような方案というのは全くないわけではないと思うんですね。これはもう駄目なんだと諦めるのではなくて、やっぱり心の片隅に置いて、この大切な滝のことを考えていただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再々の質問にお答えをしたいと思えますが、今おっしゃった内容につきましては私も同感でございますし、決して一旦地主さんがやられたので、そのまま放っておき

やいいじゃないかというふうには決して思っておりません。願いますれば、あれだけの建柱も、中電の電柱も建てられて、引っ張って、現場を見る限りは、仮にですよ、撤去されるにしてもある程度膨大なお金がかかるなというふうで現場を拝見させていただいております。したがって、そういった動向も注視する中で産業課の現場職員も現場に出るような、東谷あるいは西谷のほうに行くような要件があればのぞくことも可能でございますので、その辺は注視したいなというふうに思っております。

ただ、こちらから老朽化していったときに、そのタイミングいかんでは、間々行政の仕事をしておりますと、いいタイミングで、これは町でやってもらおうじゃないかということになることだけはやっぱり十分注視、注意していくことも考えられますので、仮にそういった思いを持っておるにしても慎重な姿勢ではおりたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今、町長のほうから御答弁頂戴しました。私も本当にそれは、さすがに大人ですので分かります。ですけど、やっぱりあの滝を見たいという気持ちを持っておられる方は非常に多いんですね。その景観についてでございますが、問題がないという判断がされている一面がございます。コロナ禍の、石川県にあるんですけれども、能登半島で、ちょっと今イカのオブジェというのがございまして、最初物議を醸した部分がございますが、今となつてはそのイカを見にいろんな小学生が集まったり、そしてSNSから海外にまで行っているいろんな人が来る状態になっているんですね。ですので、今の滝が絶対に駄目というわけではなくて、その工作物があつたとしても、その途中までの滝はとても美しいわけですから、その私有地の方に御理解をいただいて、垂井町で何とかできる部分から見られるような方策も、もし考えていただけると、今すぐではなくてもいいですので、ありがたいですけど、どうでしょうか。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） お答えをしたいと思います。少し角度を変えた回答を、少し関連いたしておりますのでお話をしたいと思います。全国各地で再生可能エネルギーの積極的な導入といったようなことから、町内はもとより、あちこち車で走っておりますと、遊休農地でありますとか様々なところにソーラーパネルの設置がなされるところをあちこちで見受けられます。

しかしながら、一方で現在、垂井町でも問題になっておりますのは、ここで優良な1種、2種に近いような農地をわざわざの耕作者の担い手がないといったようなことから、随分経産省の助成金を頼りに一気にそのパネルの設置のほうへ行ってしまっているといったようなことが、片方で今、国挙げて議論の俎上に上がりかかっているといったことがございます。

今回の事案につきましてもよく似たようなところでございまして、もう何とも手にかからんといったようなところで発電されや何も今回問題なかったと思うんですが、これまで観光として銘打っていた滝のつぼでやられたということが、これは大きなことでございます。したがって、国挙げての強制的な権限の発動関係の法の整備ですね、この辺が随分と遅れているん

ではないかなというふうに思っております。

したがって、今回の案件につきましては大変私も残念でございますが、それぞれの設置者の、現在岩手の農地のほうでもパネル設置云々ということも農業委員会のほうでも書類を見たことがございますが、設置者の事業者の常識を本当に私も心から何とかしてほしいなということを常々書類を見ながら思っておりますが、担当所管いわく、私有財産権等々の問題に、そこまで入るような法の整備がなされていないといった残念な結果になりながら、現在そういったパネルが設置されておるといことも現実起きておりますので、これからも垂井町も農業委員会に、パネルの設置の場合には事前にそういったことが勝手に進まないように、事前に町のほうに届出があってから転用の届出を出すみたいなことをしてもらわなあかなということも準備をしておるところでございますので、そういったことで御回答に代えさせていただきますと思います。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 垂井町長をはじめとする執行部の皆様が不破の滝のことをしっかりと考えていただいているんだけど、今八方塞がりの状態であるということは理解できました。ですけど、やっぱり滝を大切に思う気持ちは、本当に私だけではなく皆様の声を持ってきておりますので、このことをお伝えして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時49分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 小 宅 宏

会議録署名議員 鈴 木 準 二

